

ことに恐怖を感じる筈はないといふが、實際に於ては決してさうではないのである。警察署が断じて娼妓名簿から削除して下れないとか、樓主の同意がなければ削除しないとかいふ越權を行つた例は餘りに多過ぎるのである。

假に何千圓の借金をした娼妓が、處女であつたとする。一夜にして賣淫の恐ろしさに凝りて翌日自由廢業を申出たとする。これは決して前借金の欺取でもなんでもない。債務は完全に残るのである。然し樓主としても堪つたものではない。娼妓は當然廢業が出来るのであるから、樓主は改めて娼妓と借金返済の條件に就て契約を結ぶ外ないのである。樓主といふものも斯の如き場合に於ては氣の毒である。然し娼妓としても當然の主張である。要はこんなものに投資する樓主といふものが悪いのだ。此樓主といふものを作つてゐる制度が悪いのだ。此解決は此制度を廢することによつてのみ得られる。其以前に於ては樓主が如何に損失しやうと止むを得ないのである。

此樓主の立場を見捨てられず從來警察は娼妓を樓主に渡すことを敢てした例が澤山あるが警察にはそれまでの權力は與へられてゐないのである。或は娼妓が逃亡すると警察に保

護願を出す、警察は捕へてこれを樓主に渡す。警察は保護をする義務を負されてゐるが故に、保護はしなければならぬ。然し娼妓が樓主の下に歸りたくないといへば強いて歸れと命ずる權利はない。

之等を實際問題として取扱ふ場合、其矛盾に取扱者は實に困るものである。平常は遊廓の取締をする警察である。取締必ずしも彈壓でない限り、指導的立場に置れる警察として此矛盾には板狭みとなる。随分骨稽に聞へるが事實上に於ては斯くの如くである。

本人の顔を見て樓主だからといつて、『千や二千の金は損し給へ』とはいひにくいのが當然である。又娼妓に對して『虐待されても歸り給へ』とも云ひにくいのである。人間は弱いものである。従つて此場合慘酷だとは思ひつゝも、工合の好い方へ持つて行くのが、とかく問題の種となつてゐるのである。娼妓を保護して損はしても得にはならない。樓主を保護して置けば何かにつけて得になる。こゝに人間を邪道に陥す機會が生じて来る。

遊廓といふものは財力的に非常な勢力を有してゐる。警察署長と雖も遊廓所在地で遊廓に盾をつくことは、何時かは彼等の手段に弄せられて自らを失墮せしむる時を迎えねばな

らぬ。署長と雖へどもパンの爲めの職業である。安全の道を選んで置く方がよい。それが昂じて十二社の事件の如きが起るのである。娼妓は常に此犠牲にまでされてゐるのである。近來娼妓の自由廢業は非常に増加して來てゐる。警察も以前程樓主の肩を持たなくなつては居る。然しまだ娼妓は完全に人權の主張の出來ない場立に置れてある。

第五十九議會に於て、星島代議士より、娼妓の自由廢業は法律上之れを正當と認められてゐるに拘らず、其實際に於ては樓主の極端なる壓迫、暴力等に禍され、或は警察官の無理解によつて妨害されてゐた例は決して少くないのであるが、娼妓の自由廢業は當然法律によつて保障されるべき筈であつて、内務當局は今後如何なる態度を以て之れに對するかとの質問に對し、一宮參與官は、今後自由廢業に對する取扱に就ては各署に注意を促し、以後如上の事實の生ぜざるやう取締をなし、娼妓の法律上の權利を保障すべき旨を言明した。

若槻内閣に至つて高橋警視總監は從來の樓主保護の傾向に對して、相當の手心を加へた爲に、娼妓の自由廢業は、警察に於て壓迫を加へられることなくすらすらと運び得るやう

になつた事は時勢とは謂へ實に慶賀すべき現象である。

我々が公娼廢止運動を起して以來常に感ずることは、遊廓といふ一地域に檻禁されてゐる娼妓が、其極端に拘束されたる生活に禍され、殆ど奇形の如き人間を作り出してゐる爲に、娼妓自ら其境遇の改善に努力する力を持ち合せのない悲惨さに就てである。娼妓が少しく自覺して、とどしどし自由廢業を決行するならば、世人も樓主も公娼制度の矛盾に就て少しは意識するに至るだらうと思ふのである。

然るに樓主の壓迫に加へて、警察署自体が進んで自由廢業に對する壓迫を加へてゐたのである。嘗て私が自由廢業の理屈と方法を娼妓に教へやうとした處が、警官が私を訪ねて來て、娼妓を煽動する者であると、取調べを受けたことがある。此くすぐつたい取調べには私も閉口したが、煽動即ちそゝのかすといふことは餘り好い意味の言葉ではない。従て先生が生徒に善行を勧めるのを煽動とはいはない。前述の如く自由廢業は賣淫といふ卑しい稼業を合法的に止めることであつて、これを勧むるのは、指導である、善導である。決して煽動といふやうな暗い行爲ではない。殊に娼妓の如き被壓迫階級には、指導が伴はね

ば何事も爲し得ない。常に爲し得ないやうな強壓が樓主によつて加へられてゐるのであるから、彼女等に少しでも多くの指導機會を與へることは社會人の好意であり、勤めである極く最近のの調査による自由廢業の動機を見るに（昭和六年七月二十四日東京朝日新聞所載）

- 一、新聞の記事を読みたるもの 五
 - 二、雜誌記事によるもの 九
 - 三、自廢した朋輩に勧められたるもの 九
 - 四、辯護士に聞いたもの 三
 - 五、警察官に聞いたもの 一
 - 六、親戚戚知人に聞いたもの 四
 - 七、客に教へられたるもの 四
- 等である。此内三、より七に至る動機は總て人の口から教へられたものであつて、七十四件中六十一件は何れも懇切なる指導の結果によるのである。

今後は娼妓も幾分變化するであらうが、新聞雜誌の記事位では容易に決心するものではない。幾度が反問し、質問し、然も相手に信を置ける納得が出来るまで彼女等は決心をしないのである。それは彼女等は常に遊廓から脅されてゐる。警察官を恐れてゐるからである。

自由廢業の原因に就て東京朝日所載（七月二十四日）によると、一、正業にかへりた
いこと、二、病氣、三、樓主の虐待等が擧げられてある。

私の取扱つた娼妓の自由廢業の原因に就て見ると、以上の外に特に賣淫がいやで堪らないと云ふのがあつた。正業にかへりたいと云ふのが大部分を占めてゐる。此點は特に讀者諸君の注意を促して置きたいと思ふ。

私は娼妓がどしどし自由廢業することは、娼妓自身が眞人間にかへる事ばかりでなく、樓主自身にも反省せしめて彼等を人間に返らしめる結果となり、社會風俗上洵に嬉ぶべきことであると思ふ。今後自由廢業に對して社會全般の人が關心を向けるやうになれば、社會の部分的ではあるが、自ら淨化作用が行れて國家の爲には慶賀すべき傾向を作り得られ

ると思ふのである。

自由廢業の方法は現在では新聞紙上にも盛に傳へられてゐるが、前述の如く、娼妓が所轄署に廢業届を出すことによつて、娼妓名簿から其名前は削除される。此場合警察署はこれを拒む権利はないのである。然し警察としては、娼妓が欺偽の目的で前借をしたか否かの取調べ位は職責上するかも知れないが、それは多くの場合取調べるまでもなく、経験によつて覗ひ知る單純なる事件であるから、今後娼妓に對する同情的立場を持つるに至れば自ら從來のやうな娼妓の恐れるやうな叱責等はなくなるであらう。

娼妓の逃走を警察官は捕らへて樓主に渡すと云ふ權能はないのである。其は越權である然し娼妓の逃走には自殺と云ふことが住々にして伴ふ爲に人身保護の意味に於て警察署は放任して置けないのである。而して娼妓が無斷で遊廓を放れることは取締規則に觸れる結果となるから、娼妓が自由廢業する場合に於て警察への届出を第一にしなければならぬ娼妓の自由廢業は簡單であるが、借金の問題に至ると仲々容易でない。勿論樓主としてもおいそれと月賦を承諾するものではない、従て樓主の活動は警察に對しては娼妓名簿の削

除を中止することを懇願するであらう。娼妓に對しては暴力を以てしても遊廓に連れ歸らうと企てるであらう。從來其例は餘りに多かつたのである。

然し警察署は娼妓の廢業届出を樓主の懇願によつて取消すことは違法であり、一度廢業した娼妓に二度樓主が勝手に稼業に就かしむることは出来ないものであるから、廢業手続きを済めた後は、娼妓は何れかの方法によつて借金返済の契約を樓主と結ばよいのである但し、自由廢業を以て借金を返済する必要のない方法と考へる者があるが、民法上の債務は完全に残るのであつて、債務の存する以上返済をしなければならぬのは當然である。

最近の東京の新聞紙上に見る、娼妓の自由廢業申出に對する警視廳の取扱ひの實況は娼妓に極めて懇切に行はれてゐる。これが全國の警察署に對して模範となつて、今後娼妓の自由廢業は極めて穩便に法的順序を踏まれるやうに至るであらうと思れる。

第五章 遊廓の宣傳する

公娼廢止反對の批判

公娼の現況に就て以上極めて其大體ではあるが、一、娼妓の契約 二、計算 三、樓主の奸手段 四、娼妓の生活 五、遊廓の吸血組織 六、檢査制度 七、花柳病 八、自由廢業 等に就て述べたことによつて、讀者は公娼制度の實際が如何に甚しい非人道的なものであるかを十分知られたことと思ふのである。此事實を以て何うして公娼を存置せよと云ひ得るであらう。

或る人は云ふ、公娼を廢止して其後の賣淫問題の對策如何と。勿論當然起るべき問題である。然し今後の對策が決定しなければ廢止出來ないと主張するのは、所謂逆振りの論であつて、存置論者が言葉尻を捕へて云ふ、何處かに欠点を發見して突込みとする方法しかない。此事實を以てすれば、今後の對策勿論必要ではあるが、先づこれを絶対に廢止するより外方法はないではないか。之れに反對すべき何等の理由もない實際問題である。

而して之れを廢止と決定すれば、次の對策に關する研究も急速に進み得るであらう。又方法も如何に拙劣なものであつても今後公娼以上の醜惡なるものを生み出すことは絶対に無いと云ひ得るであらう。

公娼を廢止すると云ふ政府の方針が確定すれば、次に起つて來る賣淫問題の解決に對する案は、案外容易に決定し得る。それは現在に於ては公娼制度に阻まれて、其研究も自ら不十分である。又公娼制度と云ふものに引づられて其必要を感じてゐないが爲に、案も立たないのである。

これだけの惡慣習を葬ることに何故反對があるのであらう。私は恐らく總ての人は反對する勇氣はないと信ずる。然るに公娼廢止論者よりも反對論者の多いことは如何なる理由であらうか。それは前にも述べた通り遊廓が營利的に實にぼろい稼業を繼續したい爲に、總ゆる方法を講じ反對の理由を立て社會に宣傳した爲に、民衆の頭にはいつとはなしに此理屈が眞理でもあるかの如くに織り込れてしまつたのである。

私は茲に遊廓の宣傳する處を批判して、遊廓が如何に巧みに賣淫問題と、公娼問題を混

同せしめ自らの逃避的理論を立てゝゐるかを指適して讀者に社會問題として取扱ふ私の公娼廢止論の根本を完全に知つて頂きたいと願ふのである。

全國遊廓組合聯合會は、公娼廢止反對の主張として、『社會の現状と公娼問題の歸結』と云ふ宣傳パンフレットを配布した。この内容が多くの民衆の持つ反對論と一致してゐることによつて、如何に遊廓の宣傳がよく行渉り、且つ民衆を欺瞞して來たかと云ふことが解るのである。

以下順を追ふて、前述の諸項と照り合せ批判を加へることとする。

社會の現状と公娼問題の歸結

全國貸座敷聯合會發刊

一、賣淫の原因は經濟的壓迫

此第一に於ては賣淫の絶えないことを論じ立てゝゐる。社會に存する賣淫の必然性を説いて、廢娼論者の論旨が實際問題に即しないことを指摘し民衆に廢娼論の下らなさを教へや

うとしてゐる。

實社會は事實さうであつても、之れを大いに主張することは既に社會風紀上面白くないことであるが、公娼廢止問題と賣淫問題は自らその性質を異にしてゐる。公娼廢止問題は公娼と云ふものを廢すと云ふ論旨からである。賣淫廢止論とは聊か趣きを異にしてゐる。これは矯風會の主張が廢娼論である爲に、賣淫の必然性を持ち出して、之等の運動を社會人に飽かしめ以て公娼の必要へと我田引水説を立てやうと企てたに外ならない。

現社會から賣淫を取り去る。そして其發生原因を考慮しないとしたり、それは遊廓の主張する如き結果も當然であらう。誰れもそんな寢言を云つてゐるのではない。甚しく非人道的な搾取機關の打破を目的とするのである。

本項に於ては次のやうな内容を以て説明してゐる。賣淫に就て、賣淫は經濟的原因による左證として、『野戀人に賣淫がない』と賣淫のないのを恥の如く宣傳してゐる。『婦女の好淫性から來る賣淫は寧ろ例外である』と益々賣淫を當然と認める主張をしてゐる。勿論以上のやうなことは云へるが、必ずしも此主張が實際に適合するかと云ふと、多くの醫

學者の研究の結果によると其反對の現象を立證すべき統計がある。好淫性とは何であるかそれは明らかに指摘し得ぬものであつて、尠くとも分類されたる條件の具備する程度にでも従つて判斷する外はあるまい。茲に詳細に述べることは許されぬが、賣淫といふ六かしい問題を斯く簡単に主張することが、既に大きな誤りである。私等實際に經驗を有する者は寧ろ異なる主張をしたいのである。然しこれは紙上論ずることは避けねばならない。

『アウグスト、フォーレル博士の賣淫の主たる要素は貧困である、——貧困は賣淫の直接動機である』又は『サンガー夫人の飢餓のある處に賣淫は絶えない』と云ふ言葉を引用してゐる。何れも眞理である。然し公娼別度は飢餓も賣淫も双方とも救済してはゐない。又賣淫が社會の便所の如く、必ず、止むを得ず存在するとしても、公制度の如き甚しい搾取組織に於て存在することからは何うしても救はねばならない。

これは救世軍や廢娼聯盟の賣淫を絶滅すべき主張を下らぬものとする爲に、民衆に現實の問題を捕へて反對煽動を試みたのである。

救世軍や廢娼聯盟の主張は勿論理想的である。然しそれは我々社會の目標である。私の

公娼廢止論は封建的な人道的な公娼と云ふ搾取機關を排して、悲惨なる階級を先づ救済しやうと云ふ主張である。賣淫問題は別個の研究として、又別個に取扱ふものとして、社會問題としての解決を必要と考へてゐるのである。従て私は此遊廓の斜眼的主張は、單に彼等の我田引水説と見るばかりである。

二、滔々たる私娼増加の趨勢

これも事實である。而して此趨勢の原因には公娼制度の存在が反つて預つて力があるのである。それは前述の如くで、一、公娼制度に阻れて私娼取締の徹底し得ぬこと、二、公娼制度にまぎれ社會政策上の欠陥を生じてゐること、三、買淫者は公娼によつて教導されてゐること、等茲には省略する。

三、私娼増加は公衆衛生の一大脅威

本項の主張は云ふ必要もない當然なことである。かるが故に公娼廢止を斷行して全國百萬の私娼と五萬の公娼を合せ取締りを嚴にすべきであつて、五萬の公娼の外見ばかりの衛生取締り等問題ともなし得ない。これは實際問題として餘りに甚しい愚論である。公衆衛生

生の立場から公娼の檢査制度は前述の如く下らないものであることによつて、本項の主張は盗人猛々しい類である。

四、私娼跋扈の風紀上に及ぼす影響

五、悲惨極まる私娼の境涯

これは公娼問題とは関係のない私娼の問題を公娼がよい制度だと云わぬばかりに持出したものであつて、不必要なことであるから、後節私娼の項に於て説明することとする。

六、我公娼制度の特色と長所

我公娼制度は七百年の歴史を有し賣娼制度として殆ど理想に近いものであるとして、次に批判を加へる特色を上げてゐるが、七百年間の公娼の存在と發達は、公娼とは云へ其本質に於ては甚しい相違のあるのは勿論、現時に於ては明治の異常なる文化の發達に餘りに時代とかけ放れた封建的遺物の存在となつて、社會には何の用もなさないのである。歌舞技劇の保存の如く公娼を國寶として保存するには餘りに恥知らずである。次に其列擧する特色に就て批判を加へることとする。

一、我國の公娼制度は所謂集娼制度で一廓一區域内に限定して稼業を許されてゐる。それ故私娼の如く置屋が一般民家と軒を並べて公序良俗を傷ふ虞れがない。

此頃に於て集娼制度を絶對的良法の如く説いてゐるが、これも非常に六かしい問題であつて、現在の公娼の弊害の最も大なるものは集娼によつてと云ふより一廓内と云ふ社會から遮斷された域内に醸成されたものに外ならない。即ち一廓が宛然秘密王國をなしてゐる。遊廓の主張通りに行へば私娼は勿論現在の藝妓でも同様であり、カフェーに至つて更に言語同斷の恨みが致される。此項は政策としては大いに研究すべき點であつて、其方法如何によるが、何れにしても現在の遊廓のやうな秘密王國を作ることとは絶對に不可である。

二公娼は應、府、縣令をもつて指定された地域以外には居住することを許されず、稼業も警察署の許可した貸座敷内でなければ之れを爲すことを得ない。

又彼等は應、府、縣令の規定によつて一定の地域内に限つて外出を許されて居るが、此地域外に出るには警察署の許可を要することになつてゐる。私娼の如く所々に出沒して風紀を紊し淫蕩の風を助長する弊がない。

此項の監督に關する點は理論の上では一面好い點もあるやうだが、其實際に於ては其爲に樓主保護となり、非人道的壓迫となり、所謂籠の鳥としてゐる。娼妓が自覺し、覺醒し得ない理由は此籠の鳥である社會から遠退けられた生活に起因し、樓主か彼女等を自由氣儘に搾取する爲には此方法が最もよいのである。人間の自由を束縛する帝國憲法に違反する人權の剝奪が最良の方法であると云ふならば、其最良の方法を用ひねばならぬものを根本的に除去すべきが當然である。こんな主張は社會人が社會に向つて爲し得べき性質のものではないのである。日本人は日本國內は自由に歩けると云ふ原則を破ることは斷然出來ないのである。然も此公娼制度に於て、樓主の外出を禁じてゐないことは一層片手落である。婦人を賣買し、血をすゝる被等こそ社會を横行せしむることに良俗を紊すことは一層甚しい。それは官許の公娼制度であつても、彼等は制度も規則も蹂躪して法律違反行爲を限りなく行ふ動物であるからである。若し眞劍の調査が行へるものなら彼等の大部分は刑法處分を受けるべき犯行を必ず行つてゐるのである。

三、娼妓志望者は其寄偶して稼業せんとする貸座敷所在地の所轄警察署に自身出頭して

娼妓名簿に登録の申請をせねばならぬ。それには同一戸籍内に在る最近尊族親、これがない時は戸主の承諾を得ること、未成年者は此外に賣父、これがない時は賣母、賣父母のない時は賣祖父、祖父ない時は祖母の承諾を得ることを要す。此規定がある爲に娼妓になるにしても常に私娼に於て見る處の他人の誘惑や脅迫に依る虞れもなく、誘拐等に依る弊もない。

此項に至つては所謂盜人猛々しの甚しいものであつて、前述娼妓の契約には十分述べ得られなかつてが、娼妓になる者に、誘惑と、脅迫がなかつたならば、恐らくなるものはないのである。

此甚しい虐偽の宣傳をする程樓主と云ふ者は動物にしかないのである。

娼妓の契約はごまかしだらけである。如何にして警察署の目をかすめるか、その爲に女を脅迫して警察署で嘘を云はせる。五百圓程貸して警察署で千圓と云はせる。親を承諾させる爲には總ゆる奸手段も弄し、親を誘惑し、止むを得ざる破目に陥し、女を奪ふ、これが常用手段である。

娼妓にして兩親の満足にあるものは珍しい。最も哀れむべき境遇の者に魔手は延されてゐるのである。

實際に於て此項に説く利は全く藥にしたくもないことを讀者は御承知願ひたいのである。

四、私娼は十二三才の未だ心身の成熟せざる少女にして浮れ男の爲にあたら雷の花を散らされてゐるから、斯ふした痛々しい事實を見る由もない。

此項の所説は遊廓が自分の立場を説明する爲に法律違反行爲を引合ひに出してゐる。如何に彼等が自分の辯解に苦しむでゐるか云ふことの左證である。

法律違反行爲を對照としなければならぬ程彼等は自分等の行爲の惡いことを自覺してゐるのである。遊廓内にも以上のやうな出来事は存在してゐる然しないとしても、人殺しをしないから、強盜としないから、好いではないかと云ふのでは甚だ心細い次第である。

遊廓と云ふものが何の程度の惡業を重ねてゐるかは、自らのなせる此辯解によつても知られるのである。

五、娼妓は娼妓となる際に於ける前借金の使途は勿論のこと、追借も一定の金額以上は

警察署の承認を得ねばならず、稼ぎ高の精算分配も警察官意の監視の眼があるので、私娼の如く抱へ主の爲に曖昧に附せられる憂がない。

本項の計算に就ては前述の通りであつて、公娼が樓主に搾取される状態は曖昧に附せられる程度のなまやさしい段ではないのである。私の調査によると、極めて普通の状態にある娼妓で、健康で、人氣があつて、殆ど月経期も休業しないで働いてゐる女でさへ、借金を返済して行く高と云ふものは、一日平均二十五錢から五十錢には届かないのである。拾何圓と云ふ遊興費中から五十錢にも充たないのである。其ごまかしは、單に精算を稱する毎日の收支に於てのみなされるのではなく、前述の總ゆる吸血手段が即ち其結果を生み出すやうに出来てゐるのである。

三年間も働いたのに二千圓の借金が二千圓残つてゐると云ふのは大變よい方である。十六才で四百圓で買れた女が、遊廓の言葉に従へば、あたら雷の花を散らされて、十九才の時借金が千七百餘圓あつたと云ふのである。こんな例は珍しくもないのである。

娼妓の計算が、遊廓側の私娼を評する如く曖昧に附せられる程度であつたら、娼妓は遙

かに幸福である。曖昧も矛盾も全部搾取してゐるのが遊廓である。搾取するものがないと借金を負せるのが遊廓である。

私に全国の遊廓の精算なるものを完全に行ふ権限を與へて下れるならば、私は非常に多くの娼妓が、樓主に對して負ふ債務が、其事實に於ては、既に樓主が債務者であり、其手段に於て刑法的處分を甘受せねばならぬ結果を、完全に曝露せしむることは容易である。娼妓の精算が完全に行れてゐる遊廓と云ふものは全くないのである。或は搾取條件の下に精算を行つてゐるのである。

公娼廢止に就て遊廓の賠償案と云ふものが屢々問題となる。現に賠償するなら廢止賛成の議員すらある。私は賠償すべきものでないと信ずるが故に賠償案に賛成しないのであるが、假に賠償するとしても、完全に遊廓の精算を行ふこととなれば、遊廓の取前等あらゆる筈はないのが事實である。遊廓は五萬の娼妓を抱えて五億圓の賠償を主張してゐる。娼妓一人當り一萬圓に當る。然し現在一人の娼妓から不法搾取をしてゐる、其先々の娼妓から不法搾取をしてゐる。時効にかゝらぬ分だけを逆上つて精算するとしたら、遊廓が反對

に五億圓を出しても追ひつかぬかも知れない。或は不法に對する慰謝料でも請求されたら十億でも足りなくなるかも知れない。此想像さへ出来る現状である。之れが明るい政治の日本と云へやうか、敢て總理大臣に私が人間らしい一考を望む所以である。五十九議會於て辛ふじて通過した公娼制度調査委員會も其實際に於ては全く有名無實である。彼の新聞を讀むだ娼妓にして政府の冷淡さを恨むでゐるものは數限りあるまい。

六、娼妓の年期契約によるものは、年期満れば廢業する。

本項は特に注意すべきものであつて、娼妓が年期だけで出た例が此日本國中に兩指を屈するだけあつたらば誠に幸なことであると考へてゐる私である。こゝにも猛々しい盗人嘘言がある。

年期だけで娼妓の勤めを了せた娼妓の例を私は求めるために何の位ひ苦心したことか解らない。然し私は未だ只一件すら發見し得ないのである。これは遊廓内總てが、如何なる方法に於ても年期の二倍や三倍の勤めをさせられるやうに出來上つて居り、又それをさせる人間を樓主と云ふのである。

私は信ずる。日本に年期だけで完全に勤めを完了し、借金を返済し得て廢業した娼妓が一人でもあるだらうか。恐らくはあるまいと。全然ないことを書立てる樓主である。又假にあつたとして、五萬人の娼妓の内に何人であらうか、異例も異例も例外の例を看板にしなければ世間に顔の出せぬ樓主等であることを讀者諸君よ、十分御記憶を願ひたい。これは全國五萬の娼妓に代つて私から特に社會へ御傳へすることであつて、全然實行されない規則の存在に苦しむ娼妓は、自分自身からは叫ぶことすらも出来ないのである。

七、娼妓は通信面接文書の閱讀物件の所持購買の自由を妨害されない。

これが事實であつても當然である。當然なる國民の權利である。然るにこれを宛然特權でもあるかの如く樓主等が主張する。即ち公娼は人身賣買であり、奴隸であることを明白に裏書きするものである。其辯明として斯く宣傳してゐるのであるが、其際に於ては、監督と稱し、保護と稱し、文書を勝手に開封し、娼妓の手に渡らぬこと等は極めて當り前のことであり、中には文意を以て娼妓を責め外出起居に特別の壓迫を加へるのである。私の出版物を娼妓に讀ましめる爲には何の位ひ骨が折れることであらう。娼妓の手に渡

す爲には總ゆる手段によつて樓主の眼を盗み、仲居の眼をごまかさねば出来ないものである。これが自由であつて堪つたものではない。完全なる壓迫である。迫害である。

樓主は人權の蹂躪を敢てしてゐるにも拘らず此人種に限り法網からこぼれ落ちてゐるのである。然も白晝の出來事である。恥すべき日本の文明である。

八、娼妓は相當の理由さへあれば何時でも書面又は口頭を以て所轄警察署に娼妓名簿の削却を申請なし得る

此項に關するものは自由廢業の頃に於て述べたが、遊廓で云ふ相當の理由さへあればと云ふのを彼等は甚しく曲解してゐる。例へば病氣で稼業が出来ない場合は自由廢業してもよいと考へてゐる。病氣の者は自由廢業するまでもなく、接客業として稼業は許されぬのである。相當の理由と云ふのは淫賣が嫌なら止められると云ふことでなくてはならぬ。此項は接主等自らこれを以て好い制度の如く宣傳に利用する裏面には、逃走防止、檻禁壓迫暴行迫害の恐ろしい準備が出来てゐるのである。娼妓としては當然の權利であるにも拘らずその實際に於ては樓主の壓迫の下に虐げられてゐるに過ぎないのである。

九、健康診断

これは検閲制度に述べた如く全く問題にならぬ遊廓の粉飾にしかないのである。

十、貸座敷業の自覚によつて改善

貸座敷業の自覚によつて遊廓は善されたに云ふ宣傳は案外民衆に徹底させてある。前述の如く貸座敷業の改善とは『暴力犯が智腦犯に變つて行つた如きものである』即ち外見体裁のよい、其實搾取は益々巧みとなり、過去に増して甚しいものとはなつてゐても、娼妓の優遇等は全く口先きばかりである。

『「こらッ」と呼んだものを「ねえさん」と呼び、「掃除でもしろッ、やくざやらう奴」と云ふ處を「濟まないが一寸掃いておくれ、ついで庭も、それから……」と丁寧な代りに量の方を増して行く改善である。

食料を取つたのは虐待だと云つて止めたが、其代り分配で食料以上の差引計算を巧みにする。お茶湯や生花を習せると云つて月謝を負擔させれば、表面生活の高度代ではあるが反面は借金の増加、年期の引き延しとなる。

着物は粗末にさせ度くない、年頃の娘だからと、我子に云ふやうな親切味ではあるが、よい着物を着せる程、中間搾取の量は殖える。娼妓の借金は嵩むで利殖の方法となる。

これ等は現に着々改善と稱して實行されてゐる處である。

十一、家屋の構造、衛生設備、娼妓並に遊客待遇

此項に家屋の自慢から衛生、待遇と吹聴してゐるが、彼の遊廓の大廈高樓は娼妓の絞り取られた生血の結晶である。多くの恨みを含むんだ呪れたる阿房宮である。彼の必要以上の大建築を盾に執つて倍償を要求せんとしてゐる樓主である。馬鹿な銀行はこれに金を貸付けてゐる。建築の大きいことが自慢であれば、刑務所の練瓦建に及ばない責任でも感ずればよい。伏魔殿である。人權蹂躪の生産工場である。

衛生設備は申譯程の洗滌室と云ふのがある。然し其處には一人々々が用ふる手拭の用意も紙の用意すらもあつた試しがない。衛生とはこんな申譯ばかりのものを云ふのではない娼妓遊客の待遇とは云ふものゝ、客は金を拂ふまでの客であり、娼妓は搾取するまで娼妓である。より以上の待遇をする位ひなら樓王と云ふ商賣はとうの昔に止めてゐたであらう

以上に依つて見ても遊廓の宣傳は、宣傳の爲の宣傳であつて、誇張位ひならまだしも、全然事實と反對の數々を列擧してゐるのである。

民衆は此内でも、衛生とか待遇改善とかに就ては可成り事實の如く信じさせられてゐるのである。と云ふのは所謂警察當局の方針が遊廓の改善と娼妓の待遇に就て日に月に改められた如く、新聞紙上に報導されるからであつて、此改善なるものは全く前述の如く暴力的壓迫を智腦的搾取へと巧みに逃れ出たに過ぎぬ結果であつて、徳川時代、明治初年時代に於て一度身賣をすれば到底足の抜き差しならぬ娼妓は、今日に於ても同じく絶対に浮ばれぬ娼妓である事に少しの變化もないのである。

殊に驚くべきは衛生に關する施設である。明治初年人力車と云ふものが文明の利器であつた時代から、汽車、自動車、飛行機と、文化の發達は益々急速なテンポを示してゐる。其目まぐるしい時代を通じて六十五年間に、遊廓の衛生施設は何の位の發達をしたことであらう。現在遊女買をして病毒に感深しない者の比率と、明治初年と何等變の處はあるまいと思れる。これを若し國民全体への影響から考へるならば、それこそ非常な退歩率を示してゐるのである。

斯して真相は少しも世間に知られてゐないのである。そして宣傳に迷された人達が、その迷された遊廓觀を以て、遊廓に對する智識の如く考へて、遊廓を存す可き施設であると論じ、公娼を國家の誇るべき制度であると主張する迂闊を演ずるのである。

七、廢娼聯盟の謬見

廢娼聯盟と云ふのは廓清會と婦人矯風會が聯盟を作つて同じ運動に相提携してゐる。それを廓情會婦人矯風會廢娼聯盟と稱してゐる。それを指してゐるのである。

遊廓組合では此廢娼聯盟の主張に對して、次の各項の主張を指適し、批判を加へ、反駁を試みてゐるのである。

此反駁が、社會の實情に照して何うも一理あるやうに聞へる。即ち理論と實際の懸隔を指摘してゐるやうに聞える。そこで民衆も一寸迷されるのであるが、廢娼聯盟の主張と、遊廓組合の反駁の對照と、そして私の新生會の主張に就て、茲に述べて民衆に公娼廢止問題の本質を明確に知つて頂くことゝしたいと願ふのである。

一、公娼制度は人身賣買拘束の二大罪惡を内容とする事實上の奴隷なり
二、公娼制度は貞操の賣買を公認するが爲めに男女道德の根底を破壊し淫蕩を誘發し家庭を傷け風紀を紊亂す

三、公娼制度は花柳病の蔓延を防止するものに非ず、公娼多き處に却て花柳病多き傾向あり

四、公娼制度は私娼の發生を促し公娼多き處私娼多し

五、公娼制度は國際聯盟の婦人兒童賣買禁止條約第一に悖反す

廢娼聯盟は以上の意見を發表し、民衆に同意を求めてゐるのである。それに關して遊廓は一つ一つに理窟をつけて反駁を試みてゐるのであるが、其反駁は全く我田引水であつて少しも理論的でなく、實際に則せず、且つ公平ではない。我々は以上の各項に就て先づ少しく意見を述べて、公正なる批判を信する處と發表したいのである。

第一項 に就ては事實上、此廢娼聯盟の主張は全く誤謬と見るべき点がない。公娼は全く此通りである。私は堅く斷言する。これを奴隷に非ずとするならば、國法の保護を受け

ぬもの又國民であると論斷しなければならない。娼妓の實情は、國法の保護を受けていないと斷固として私は主張し得るのである。

第二項 の事實は確に存在する。我國に於ける淫蕩の誘發、家庭の破壊、風紀の紊亂、必ずしも總てが公娼の影響であり、公娼に原因するとは云へないが、公娼の存在が、少くとも以上の原因を作つてゐることは事實である。

然らば私娼に於ても同様であると云ふであらう。私娼が淫蕩の誘發となり家庭風波の源泉となり、風紀紊亂に悪原因となつてゐることも當然ではある。然し日本の風習をよく考へて頂きたい。

これは私が月給取りをしてゐた時代のことである。それは銀行であつたが、公娼を買ひに行くことは公然と爲し得る。重役達でも平然として「女郎買に行つたな」などと云ふ。それが餘り品行には影響せず、當然のことと許されてゐる。然るに淫賣買ひに行つたと云ふと、公娼買とは同様に見られない。重役連も『どうもあれは淫賣買ひに行くさうな』と云ふので聊か不品行者に見られる傾向がある。又さう見られる奴に限つて、必ず公娼買の

老戦士で、女郎買に嫌きて、珍味を漁るべく私娼買ひに行く者が多い。初めから私娼街に入ることは餘程圖々しくないと出来にくい。そして銀行の費消事件に伴ふ遊蕩は餘り私娼街に於ては行れない。多くは遊廓か藝妓買にきまつてゐるのである。何故であらう。何故であらう。讀者よ、此点に十分の御判断を願ひたいのである。

公娼と稱し、公であるが故に公然と行ける淫買所が存してゐる。行つてもよいと云ふ先入觀念が植えつけられてゐる。これが男女の道德心を根底より破壊すると廢娼聯盟が主張する故である。

私が云ふ、止むを得ずとする現況であるならば、公娼でも私娼でも行くことは社會の欠陥から生じた止むを得ざる容認であつて、行つてもよいのでも、行つた方がよいのでもないのである。

止むを得ざる容認を與へることゝ、行つてもよいと云ふ承認を與へることゝ、其結果に於て青年の思想に影響する處は甚大である。若い者の貞操觀念を紊すこと甚しいものがある。淫賣を買ふ等と云ふことは、何れにしてもこそ／＼とやるべきもので、自慢氣に行つ

て來たと云ふやうなものではないのである。此意味に於て公娼と云ふ制度が、國民の道德心を底下せしめる原因には十分なるのである。行つてもよい公娼あるが爲に、餘り罪惡とも感ぜずに出掛けたことが、女に對して大膽となり、道德心が欠除して來ることは確である。私は現社會制度下に於て賣淫の即時絶滅の爲し難いことを知ると共に、以上の如く公娼の存在によつて道德觀念、貞操觀念其の没却されて行く傾向の如きは、特に特に注意して其防壁に務めねばならぬことを主張するものである。

以上の私の主張の如く、社會構成の欠陥によつて、止む得ざる賣淫の存在に就て、如何して此賣淫問題を解決すべきかが、當然考究され將來の社會政策の資となるべきに拘らず賣淫助長ともなる公娼の存在は、日本人の慣習矯正の上からも即刻廢止する必要がある。

男が悪に大膽なる原因には、女に多く接し、女を多く弄ぶことによることは明らかである。女に於ても同様である。其一面を語るものとして、後日私が出版するであらう。娼妓の晩年の生活描寫は讀者諸彦の参考にならうと信ずる。

女を大膽に口説き、女に簡単に云ひ寄ることの出来る程度は、其過去に於て女を弄んだ

經驗のバロメーターである。此眞理を婦人が智識とし置いていたならば、男の鑑別にも一助となり得る。

社會は出来るだけ女を弄ぶことに不自由な組織とすることを目標としなければならぬ。その意味に於て近代の風潮は實に嘆かばしい次第であつて、此事象に對する政治家の責任は實に重大である。

第三項　の花柳病に就ては前項述べた通り此廢娼聯盟の主張は寧ろ實際に即して弱いものである。

公娼多き處に反つて花柳病多しと云ふことは、事實上の調査は仲々困難である。即ち東京近縣の廢娼縣に見るならば、花柳病傳染の場所は反つて、其自縣より附近に澤山ある。旅行先の感染は非常に多いものである。然し公娼の存在する方が、花柳病傳染の機會を早めると云ふ事實は否めない。日本の現在に於ては公娼の存在する處でなくては私娼は繁榮しないのである。私娼の發生は公娼と云ふ對照に於て有利である。公娼の榮へる都市に於て遊廓の附近に私娼を開業するとか、或は公娼に對抗して集團的公娼街を作ると云ふことは

現在に於ては營業政策である。公娼の存在しない土地に素晴らしく私娼が發達すると云ふ現象は起り難いのである。

群馬縣とか埼玉縣の私娼の繁榮に就て、公娼のない縣の情況として屢々話題となるが、私に云わしむれば非常に誤れる觀點である。

日本の廢娼縣と云ふものは、實に苦しい立場にある。何故かと云ふと政府は公娼存置を政策としてゐる。その政策の下に現在では九縣公娼廢止が決議され、實行されてゐるのであるが、先進的に公娼廢止をした縣も一貫した淫賣取締方法のない國家の内に於てこれを行ふ不便と、特異の立場的不利に禍されることは勿論詳述するまでないことである。

これに關しては繁雜となるので茲には省略するが、理論的に公娼の存する處に花柳病が多く蔓延しなければならぬ。賣淫が密に行れてゐる習慣の濃厚な程花柳病の蔓延は少くなる。公然であり競争的である程花柳病は蔓延を多くする。

これに關しては複雑なる私娼の種類と、青年男女の風紀の問題と、農村の青年男女、都合の青年男女に就て述べることも必要となるが、政策に入るので茲に於ては述べない。

第四項 は前第三項の説明を以て十分であると思ふ。

第五項 國際聯盟に關する問題は、表面粉飾した日本の公娼制度を人身賣買ではないと体裁を作つてゐるばかりであつて、其事實上の問題は國際聯盟の條約に悖反する人身賣買であることは私が述べるまでもないことである。

八、公娼廢止は時代錯誤

遊廓側の主張は文明に即して公娼は最もよい制度だとするのであつて、之れを廢止することは時代錯誤だと云ふのであるが、此主張の肚裡を赤裸々に述べると、此特權的搾取制度による利益を失ひたくないと言ふだけのことである。

遊廓の業者に執つては、法律を犯して、國法に保護されない婦人に賤業を営ましめ、其收益の全部を搾取出來る公娼制度は、實に二つとない利權である。これを放棄することが何うして出來やう。此利權保持の爲の運動であるから、時代錯誤とでも、國實的制度とでも、總ゆるデモもアチも遠慮なく飛すであらう。

敢て論ずるまでもなく、私の事實詳述によつて誰れか公娼廢止に反對し得るものがあらう

第三編

序 述

公娼廢止の主張を一つの論文の如く取扱ふことは誤りであると私は考へる。何故ならば公娼を廢止せよと云ふ主張は、敢てこれを論ずる程の理論を必要としないのである。

本著に於ても第二編に於て私は實例を擧げてゐるに止るが、何人が見ても此實情を放置して差支へなしとする人はあるまいと思れる。即ち論ずるまでもない問題である。

しかし、私が斯くも論文形式を辿つてまで大仰に之れを論ぜんとする理由は、即ち民衆が此大切なる問題に餘りに無關心であり、對岸の火災視し、或は氣狂の如くなつて叫ぶ私を愚弄視してゐる程公娼制度禮賛の宣傳に迷されてゐるからである。私を愚弄視する人に私は何うか覺醒して戴きたと希ふのである。

論文形式を辿つたことから、最後に私は結論を與へて本著の末尾を整へねばならぬのであるが、私を以て云わしむれば敢て結論を必要とすることなく如上の事實の記述によつて

公娼廢止すべしの斷定は簡単に出來てゐると思ふのである。

茲に結論として總括的に私の公娼廢止論の論旨を述べることにする。

第一章 公娼問題の重要性

一 序 述

社會に訴ふるに、曰く勞働問題、曰く思想問題、曰く農民問題と、放置すれば彼等の群からも叫びが擧げられ、反旗が掲げられるであらう問題に對しては、政府も役人も政治家も、そして民衆も耳を貸すであらう。これは骨髄なる強者を恐れ、力を恐れる心理からではあるまいか。

娼妓と云ふ階級が絶対に叫び得ぬ最も弱い現況であるが故に、娼妓の叫びは聞かうにも聞けぬのである。かるが故に、たまさか娼妓に代つて叫ぶものがあつても、社會は其叫びの眞偽を問ふこと位ひはしても、決して親切なる傾聴の一分間に就ては、極めて冷談に吝かである。

又從來娼妓問題を客觀的に論じた人は多かつたのである。而し主觀的立場に於て叫んだ者は皆無であつたのである。それが娼妓問題の重要性を社會に認めさせる原因を作り得なかつたと思ふのである。

斯くして娼妓問題の重要性は民衆に氣付かれずにゐるのであるが、私は如何に本問題が社會に重要性を帯びてゐるかに就て一言しなければならぬのである。

勿論それは非常な親切からであるが、私にそんな下らないことをせずにも少し儲かることをしろと注意して下さる方にも、敢て反抗するのではないが本問題の重要性を明確に知つて戴きたいと考へるのである。

二 人道に違背する奴隸制度

娼妓問題を重要視する其第一は人道上の問題である奴隸の開放である。文明を以て誇る國の暗黒面に存する奴隸制度の撤廢である。如何なる美辭を連らねて作り上げた法文も其中心が我國の封建時代の思想に置かれてある以上、事實的な奴隸の存在は如何にしても辯

明の餘地のないものである。

此奴隷に就ては敢て私が茲に改めて述べるまでもなく、前述の事實によつて明らかであるのである。よつて茲には詳述する。

三 國民の保健を破壊す

娼妓問題の國家に及ぼす大影響は國民の保健問題である。即ち花柳病蔓延に對する國家の豫防策の不備と不注意を指摘するのである。最近米國あたりの効果的の仕事に影響されて癩病の問題は非常に國民の關心に問れ出してゐる。國民は今更乍ら癩病を恐れ始めた形である。然も其癩病の數たるや全國民に比して實に僅少なものであるばかりか、癩病患者と云ふものは既に國民の數から除外されて考へられ、其多くは乞食であり、隔離された患者として、健全なる國家活動の要素の内には含まれてゐないのである。

然るに此花柳病患者は外見が癩患者の如くでなく、差當りに差支ない状態にあるが爲にさまで關心に問われず、其影響に就ても点れられてゐるのであるが、今花柳病が國家に及

ぼす影響を考へて見ると、實に驚くべきものがある。

日本の婦人の内に賣淫及類似稼業及止むを得ず相似た境遇に身を置く婦人が何人あるであらうか。公娼は五萬人と稱する。私娼は五十萬人と稱する。更に私娼に準ずるものは其何倍かに當るであらう。而して更に、貞操を金錢に代へることに吝かでない婦人は、恐らく想像以上である。

而して、之等の婦人の内公娼の全部私娼の全部五十五萬人は先づ完全に花柳病患者である。而して娼妓一人當りのお客を調べると平均二十人から二十五人、即ち日本國民は二十五人で一人の娼妓を抱えてゐると云ふ位の見當は見込れるのである。即ち五萬人の娼妓に對して百二十五萬人のお客は最低に於て想像されるのである。此百二十五萬人は殆ど全部が尿の検査をすれば怪しい結果の出る患者であることは疑れぬのである。

更に五十萬人の私娼に對しても同様以下とは申されない。従つて一千五百萬人の日本人は花柳病患者であると見ても決して過ぎてはゐないのである。ブルジョア階級は藝妓から各々完全に花柳病の洗禮を受けてゐる。

手近ひ話が私等の友人を見ても九割位までは洗禮を受けてゐる。その結果はこれ等の患者の妻にも大いに感染してゐる。娼妓のみでなく素人の婦人の大部分は花柳病患者である。これをひつくるめて云つてしまへば日本人の大部分は花柳病患者である。而して未青年者は現社會の情況に於ては各々患者の候補者である。日本ばかりではない世界中である。然し只今茲に私は日本の問題みを取扱ひたい。

此花柳病患者は外見平靜であるが、花柳病の爲に活動能率を削減されてゐることは、私が申までもなく諸君の御經驗通りである。假に銀行會社員官吏等にしても欠勤はしないが痛いから歩くことをセーブする。本人に無意識なる根氣の減退が仕事の上に何割かの能率を削減してゐる。此何割かを總計して見たら、日本の癩患者の何倍に相當する隔離患者を有する結果と少しも變りない。即ち花柳病は何百萬人の隔離癩患者を有する結果を持つてゐるのである。

假に最低限に見て一千萬人の花柳病患者として其各自が一割の能率を削減されたとして百萬人の隔離患者に等しいものが生じて来る。國民の一人が一日一圓の生産行爲が出来る

としても、年に三億六千五百萬圓の生産行爲が削減されてゐるのである。

しかしこれは有形的に想象して見たゞけの話であつて、無形的の損失は更に大なるものがある。即ち社會風教を害し、思想を墮落せしめ、子孫に傳へて不良兒を作り、其結果による損失は更に累加されて大きな影響を作つてゐる。

漸次減退して行く癩患者の問題に比すれば、漸増漸進して行く花柳病問題の重要性は到底比較にならぬ問題であるのである。

此重大なる花柳病の問題は、公娼制度の撤廢によつて即座に解決すると云ふのではない。賣淫問題の解によることは當然である。

賣淫問題の解決は其發生原因に逆上つて、根源の絶滅を計らなければ完全なる解決は不可能であることは論を突ない。然しそれは寧ろ不可能である。茲に其不可能なる理由に就ての説明は紙上に於て遠慮させて戴きたいのであるが、不可能としても、我々の社會の構成上、其運営に於て極力これを防止することの努力は當然しなければならぬのである。其爲に社會は何うしても賣淫に對する取締對策が必要であるが、我國に於ては公娼制度が

中をきかせて僅々五萬の娼妓に對してのみ苛酷なる壓迫を加へてゐるが、何百萬人の私娼及それに準ずる者に對する取締りは一貫した方針すら立つてゐないのである。

即ち此花柳病防止に對して拂ふべき努力は公娼に阻まれて拂ひたくも拂へないのである。故に花柳病防止對策の妨害の根源となるものは公娼制度である。

國民保健上最も重要な花柳病防止策の實行を阻む公娼制度であるならば速に之れを排撃し、最良の策を樹立すべきである。

公娼制度は花柳病に對する取締を嚴にして檢査制度の結果は効力大にして、公娼花柳病患者は百分の一、八などと愚弄も甚しい宣傳に捕れず、公娼の全部が全治困難なる花柳病患であり、廢人にも等しい不健康者であることを國民は憂慮しなければならぬのである。公娼制度の下に於て日本の賣淫取締りは總てこれが基調となり、警察官憲も又公娼制度を良制度と信ぜずとしても政府の制定したる制度である以上官吏として従順であれば公娼の保護に傾き、私娼の取締り又これに準ずるのであるが、私娼の取締りは全々趣きを殊にして賣淫行爲の阻止のみに官憲の取締りは理由付けられて、彼女等を指導保護する自由と

権限は附與されず、然も情實と、大勢は絶対に彼女の絶滅を期し得ず、何れの都會にも私娼の存在は公然と認められてゐるのである。此不合理な取締りを放置せねばならぬことは即ち公娼制度の存在に災ひされた結果である。

四 思想的に國民を墮落せしむ

公娼廢止を主張し、賣淫に關する取締を完全にする方策の樹立は單に形而下の問題ではなく、形而上の問題として重視しなければならないのである。

公然と遊蕩し得る機關を有する國民の思想は、其爲に如何なる刺戟と影響に支配されて來たかは過去の日本國民を見れば解る處である。賣淫存在の可否を論ずる日本人は理論以上此慣習に引づられて主張してゐる場合が非常に多いのである。

其結果が何を生んでゐるか。これは現時の重大問題である。我々研究者の立場から云へば現時に趨勢として見るべき賣淫思想の普及は單に經濟問題のみからでない。思想的關係の重要性を見逃し得ないのである。

此賣淫思想は更に結果する處を生むであらうか。とりもなほさず利那主義的思想の胚胎となり、其現れは近き將來に於て何ものかの形を作るであらうと思れる。實に憂慮すべき事象である。

此事象に就ては目下私は調査を進めつゝあるのであるが、其調査の中途に於て見るに私の見込み通りの答が得られつゝあるのである。私は次の著書に於てそれを詳述し、政策中に取扱ひたいと考へてゐる。茲には單に警告として、而して公娼問題の重要性に大きな要素たることを讀者に知らしめるに止めて置きたのである。

五 人間の生殖力を亡す

不健全な子孫の生産に就ても公娼問題は重要な關係を有してゐる。今私娼の問題には觸れないとしても、全國に蔓延る五萬の公娼は其殆どが生殖の機能を失してゐる。其状態の婦人が出産しても優良兒等は到底望みをかけられぬことである。

これも單に公娼のみの問題でなく、賣淫の問題ではあるが總ての斯くの如き問題の根源

に日本に於ては公娼が原因を作つて來たのである。總ての影響を少しでも減する爲に公娼の廢止を必要とすることは論を突たない。

此問題も公娼のみに就て論ずれば異論も出るであらうから賣淫問題に於て評述することとする。

六 政治家を墮落せむしる公娼制度

我國に於ては公娼制度の存在が政治家を墮落せしめてゐることは實に甚しいものである。政治家を淨化する爲にも公娼制度は斷然廢止せねばならぬのである。

我國の公娼制度は婦人を奴隸として搾取するのであるから、其利益は實に素晴らしいものである。公娼が時代の流れに押されて利益が擧げられない、經營困難であると悲鳴を擧げてゐるのである。實に人を喰つた話であつて、ぶらつと遊んで暮す樓主なるものは遊廓と云ふ一城廓内に於ては何れも王者の如き生活をしてゐる。而して其陰には必ず政治家との連絡があつて、遊廓が政治家に奉納する處は又實に素晴らしいものである。

衆議院議員にして遊廓を背景として選挙に當選してゐる者、遊廓を財源として政治家としての生命を繋いでゐるものは過半を占めてゐるのである。これ等の政治家は、娼妓の血を絞り、搾取の限りを盡した其金で自己の生命を繋いでゐる破廉耻漢である。

議會に於ける彼等を御覽なさい。理論に於ては到底敵し難い見て絶対に口を開かないのである。而して投票と云ふ段になつて敢然と反對試をみる。よくも斯く厚顔に遊廓の走狗となれるものだと感心させられるのである。此代議士を兒分とする總理大臣なるものが又公娼廢止問題には明瞭な口がきけないのである。

現總理大臣若槻禮次郎氏が五十九議會の最中、日本工業俱樂部に於て開かれた公娼廢止懇談會に招かれた時、其演説に於て實に驚く可き曖昧さを以て終始『私は公娼のことはよく知らないのである』をのりくらしと云ひ廻してお茶を濁して逃避したのである。其良心的に麻痺した男が又々總理大臣になつた時、私と云ふ一人の國民は正に日本の政治地に陥ちたりと投げ出した心持ちにさせられたのである。

公娼問題に於て然りである。較弱外交も日支戦争の不手際も當然のことである。武骨な

軍閥がなめるのも當り前である。

私は公衆の前に私の考へを述べる。若槻氏のやうな大政治家でも公娼制度の恩恵を味つてゐるのではないかと。

私は公娼制度に就ては現時の役人も既に手こずつてゐるのを知つてゐる、早く廢止して貰ひたいと思つてゐるのを知つてゐる。然し議會に於てはそれが以上の議員によつて通過させられないのである。

公娼制度は斯くも下らない政治家を作り、遊廓とその關係範圍から選出される、無恥厚顔なる議員が國民の代表として、衆議院の過半数を初めてゐる、國家の一大損失を國民は何故反省しないであらうか。

遊廓を背景として出るやうな代議士は當然正常な手段に於て國民の代表たり得る人物ではない。彼等は衆議院議員を職業とする爲に、遊廓の權益保護を擔保として遊廓から尻押しをして貰つてゐる乞食のやうな人物である。此私の毒舌が彼等の御氣に障るならば洵に幸甚である。私は彼等に人間の道を説く機會を持ち得られるであらう。

讀者諸君に告げる、衆議員にして公娼廢止を主張し得る代議士は確に正常な手段で選挙に臨み、民衆の信望によつて立つた人物である。公娼廢止に反対しなければならぬ代議士は哀れにも遊廓の走狗である。女郎の○○○○の○○○○以て生命を得てゐる○○如きものである。

然し彼等と雖も生きんが爲の手段であつて生は善である。只自分が飯が食へない爲に公娼廢止に反対するまでであつて、一個人に對してよく廢止の理論を説いて聞ければ解るのである。その程度の常識は持つてゐるのである。然し如何せん一端廢止に賛成せんか、忽ちにして自己の地位は失れて了ふであらう。

次の選挙に落選は確實なのである。妻子は路頭に迷ふであらう。そこに於て恥を忍んでも不賛成と絶叫せねばならぬのである。

要するに之等の議員を選出する國民の責任である。國民の反省が必要である。遊廓を背景とする代議士に投票さへしなければ、彼等の數は最早議會の絕對過半数には達せぬのである。

私は更に彼等政治家の馬鹿を嗤ひたいのである。彼等の主張に公娼制度による遊廓からの税金が國家に重きをなしてゐると云ふのがある。これはその爲に他の税金が減ぜられてゐることを考へぬ無智からであるが、それよりも彼等は遊廓から出る運動資金を頼りとしてゐるのである。これも實に馬鹿なもので若し遊廓を廢止したならば彼等はより多く資金を得るか、或は運動を樂にするか何れかの結果に於て遙かに得な手段を得られるのである。私は此点に氣のつかぬ彼等の愚鈍を嗤つてゐるのである。

これは餘り露骨な話になるので此点で遠慮して置くが、政治家たるものは、も少し良心的に、巧妙に、大きく動いて貰いたいと思ふのである。

公娼制度によつて政治家の墮落してゐることは以上の通りである。其爲に社會は餘りに多くの損失を蒙つてゐる。遊廓を代表する無智な代議士を國民の代表とすること、それだけて國民の損失は實に莫大なものである。

のみならずこれ等の醜議員が闇にかくれて行ふ醜行は大方諸君も御氣付きのことと思ふが、公娼制度の生む副物物としては餘りに大き過ぎるものである。

度々起つた問題で遊廓の移轉問題の如きは屢々大政治家が其渦中に卷込まれて光輝ある政治生活の總決算に大きな赤字を出してゐるのさへある。實に馬鹿々々しい兒戯に等しい彼等の生活である。一萬や二萬の金では首を縦に振らぬ政治家の買収費が僅々五萬の娼妓から絞り取られてゐる。一人の娼妓は帝王國會に於ける華々しい代議士諸君の爲に年々二十圓三十圓もの金を獻金してゐる。而して娼妓の借金を三十圓減ずるには少くとも二年や三年の犠牲を拂つてから後のことではなくては出來ないのである。何んと華々しい代議士諸君の生活ではあるまいか。

これは眞剣に説くのではないが、假に今一人の娼妓が月一圓年十二圓の獻金をして下れたら約六十萬圓の金が出来る。それだけあつたら公娼廢止案は一回で通過させられるであらう。

私は自分著書書一冊でも娼妓には賣らない主義を執つてゐる。贈呈してゐるのである。そして娼妓の爲に闘つてゐるのである。然るに娼妓は謂はゞ反對黨である——敵である代議士に年々二十圓も三十圓もの金を搾取されてゐるのである。

娼妓を買ふ遊客が十錢づゝ出して下れたらもうそれだけで簡単に公娼廢止は斷行し得るのである。其結果娼妓を買ふ遊客も現在よりよき狀件の下に置れるであらう。遊客と謂へこれも樓主の食ひ物である。實に欺瞞も甚しい公娼制度である。政治家も此欺瞞に釣られて頽廢して行く自己を反省する餘猶もない生活に浸潤として遂に覺醒し得ない哀れな人間にしかないのである。

第二章 公娼廢止後の民衆の不安に答ふ

一 序 述

公娼廢止問題は斯くの如き重要性を有するのである。而して如述の醜惡非人道的内容を有するに於て斷然廢止すべきは當然であつて最早聊かの理論の必要も認めぬのであるが、これを廢止するに當つて民衆は必ず或る不安を感じるのである。それは公娼を廢止したならば必ずや次に來る可き問題に遭遇するであらうと云ふのである。

私の主張が悲惨なる娼妓に代つて叫ぶ悲痛なるものであるとしても、その悲痛なる叫び

に共鳴すれば、其後に來るものに就ての不安を如何にするかと云ふ問題に惱されるのであらう。

私は公娼廢止の必要と、其後に來るものに就て述べるべく先づ茲に賣淫問題の一端に觸れなければならぬのである。

二 賣淫の發生

賣淫の發生原因は經濟問題からであることは總ての學者の主張でもあり、我々の見界も同様である。賣淫を絶滅せしむる爲には。現社會の經濟問題の改革とそして社會施設の増進が必要である。然しそれは果して可能のことであらうか、そこには賣淫の根絶に六かし理由が存するのである。

従て、若し社會が理想的に經營されるものであるならば我々は當然に賣淫の絶滅を叫び得る。即ち今賣淫の絶滅を叫び得ざる事實上の理由の存するのは社會の經營が誤つてゐるからである。政治家の大なる責任である。

總ての國民が生活に安泰であるならば、早く結婚して不經濟な賣淫を相手に、不満足な性欲充實策を執らないであらう。斯くすれば賣淫婦の數も減じて老人の淫蕩生活も其對照を失ふであらう。賣淫問題は其處に解決点を有するのである。

歴史的に見て賣淫の絶えた時代のないのは何時の時代にも特權階級が存在して、財力の遍在が存するからである。これを以て賣淫の存在は歴史的に承認すべきものと視るのは大なる誤りである。即ちこれは賣淫の存在が歴史的に根據を有するのではなく、人間の社會經營が何時の時代にも欠陥があつたと云ふ歴史的證明に外ならないのである。

野蠻人に賣淫がない、と云つて賣淫の存するのを文明の誇とすることは神を侮辱するものである。野蠻時代の單純な時代には、階級的隔りが少かつた爲に民衆は均霑された生活状態の下にあつて、淫を賣つて生活する必要がないと同時に、買ふ可き淫と財がなかつたのである。假に一都市に住まう各家族を同様の生活不安のない状態に置いたとすれば、雖れが賣淫行爲を行ふであらう。

理論は單純である。然るに人間は文明に進むに連れ神に反抗して自らの慾望充塞の爲の

生活を営み始めたのである。然し慾望は限りなく成長するとは謂へ、性慾の問題ばかりは何故に斯くも亂調に陥つたのであらうか。これは不遍則な社會發達に連れて、助長された人間慾望の不具的發達の結果であると云ふことも云ひ得やう。そこで賣淫の發生と共に其進展に就て人間の性慾に原因する處を少しく述べて見る。

三 賣淫の存在は一夫一婦を否定す

賣淫の今日の如き發達は明らかに社會人の生活から一夫一婦の定義を奪つて了つてゐるのである。これが單に經濟的原因とすればかくの如き發達を遂げる筈はないのである。それには人間の性慾上の問題が存してゐなければならぬ。

醫學者は人間の男女の性慾問題を説いて、其結果する處賣淫存在の必然性を主張するであらう。それは確に理由のある處である。然し人間の他の動物に比して發達せる生活状態に伴ふ特性として、動物の如き此の交尾期を人間は有しないことは特に注意を要する問題である。

人間男女の性慾は其量において男性は恐らく女性の二倍以上を有する。従て性慾の量から一夫一婦に不合理が存すると解釋されるのであるが、人間社會に就ては男女の數が殆ど同數であり、前述の交尾期の問題を組み入れる時に、他動物と比較して其性慾量の差異は勘定に入れるべきものでないのである。

道德の根本義も茲に存すると見られる。然るに斯くも多くの賣淫の存在し、此性慾量を完全に行使するものと、何分の一も行使せぬものとの差が生じ、それが止むを得ぬものであり、當然のものである如く考へるに至つた原因は特權階級の横暴によるものである。

不公平なる生慾の分配が、何う考へても當然であり止むを得ずとして濟まされるべきものではないのである。即ち性慾の亂調は特權階級の墮落事象であり、其爲に極端に作られた性慾不遍則の發達が、性慾の目的である子孫繁榮に對して悲しむべき結果を生じてゐるのである。

醫學者の説によれば、特權階級程優良兒が少ないと云ふのである。浪費から優良なものゝ生れて來ないのは當然である。

従て一夫一婦は當然なる人間の主張である。

しかし現社會の悲しむべき構成はそれを許されない程の不具的發達に取り返しのでない状態を作り出してゐる。故に我々は賣淫の絶滅を主張する前に、賣淫に對する對策を講じ而して經濟的社會改革と相待つて完全なる社會の建設に進むべく、先づ賣淫問題の解決に觸れ、それに觸れるが爲の第一着の手段として公娼廢止を叫ぶのである。

四 賣淫婦の發達と賣淫隆盛の相對性

然らば現社會の賣淫問題に觸れて、我々は先づ賣淫婦の實際を知らねばならない。

賣淫の原因が經濟的原因にあるとすれば、賣淫婦は必ず經濟原因によつてなつたものと云ふと、必ずしもさうではないのである。勿論例外とすべき好淫性の婦人の特殊なものに就ては、通有的に賣淫婦に就ては或る要素を發見する。即ち俗に云ふ娼婦型であるが、これ等は先天的に生慾的にある要素を有してゐる。醫學者は此要素を八つ乃至十位ひに分類して説明してゐるが、其要素が素人の婦人と玄人の婦人とを比較すると、或程度の

差異を判然と認められると云ふのである。然しこれは、尠くとも其大部分において、先天の要素が其職業に依て更に發達したと云ふことが明らかに認められるのであつて、現在の實例其ものを以て娼婦型を是認してしまふことは不可能である。

故に娼婦型なるものゝ存在も、賣淫の盛んになるに連れて増加するのを當然としなければならぬ。

此理由から賣淫の防止に對して、情操教育の必要を私は特に主張するのである。

娼婦型の發生と發達が男性の好奇に投じて行く、それが賣淫を盛ならしめる相對的原因ともなるのである。

これ以上の詳述は反つて害あることと考へるので此點に止める。甚だ讀者には解しにくい結果となるであらうことを恐縮するのであるが、止むを得ない。次の公娼廢止理論に移る他ないのである。

五 性慾供給關係に觀點を置く

以上の理論に立脚して賣淫問題を考究する時賣淫の絶滅と云ふことは社會上何等悪影響のないことが立證されるのである。即ち賣淫絶滅に反対することは特權階級支配下に於ける因習的生活に發生した杞憂に過ぎないことが明白にされるのである。

従て公娼を廢止した後の現象を憂うるならば、それは單に社會問題として性慾の供給關係の問題ばかりである。即ち其點に完全なる公平なる方策が講ぜられる時に於ては、公娼廢止と云ふ問題でなく、賣淫絶滅と云ふ大問題に就ても民衆は不安なく、且つ其實行は容易である。

故に性慾の供給平等の理論に立脚して、公娼廢止を叫び、賣淫絶滅へと講ぜられる方策が、社會問題としての解決に對して説かれるならば、最も當を得た理論として民衆に受け客れられるのである。公娼を廢止することも、賣淫の取締を行ふに就ても社會政策として此性慾の供給關係を無視することによつて危険が生じて來るのである。此觀點は斷然本問題に於て忽せに出來ないものである。

以上の理論に立脚して一夫一婦を主張し、賣淫の根絶を主張することは、人道的にも道

徳的にも正しく明らかなことであるが、之れを其まゝ社會に移すには、現社會が、其以前に施されねばならぬ幾多の改革を必要とする欠陥を持つてゐるのである。即ち現社會は重態の患者である。故に直接營養物を供給してもそれを吸収するだけの力を持つてゐないのである。故に賣淫根絶とか廢娼とかを直接に與へるならば、現社會の消化不良は必ず由々數變化を起すに相違ない。此事象を捕へて遊廓が公娼廢止反對を叫んだのであるが、これは見當違ひも甚しいものである。

我々の身體を強壯ならしむる爲には多くの營養の攝取が必要である。然し身體に故障のある場合には先づ故障を修繕しなければならぬ。即ち病人は粥を攝取する。其補助として藥品を用ゆる。而して後に營養を攝取する。そして強健なる體軀を作らねばならぬ。

病弱な身體に牛肉を營養品として取扱へないと同様に、現社會は賣淫根絶の最高徳義は反つて害を及ぼす結果になり易い。従て理論と實行方法の間に少くとも時間的の隙が必要となつて來るのである。

其時間的隙の必要を遊廓側は最大の悪宣傳に利用して、病人に牛肉と云ふ營養品が反

て毒になるかも知れないと云ふ例を以て、粥も薬も毒であると宣傳して、病人を殺す方法を講じてゐるのである。

遊廓側の意志は娼妓の身體が病毒に廢人とならうとも、彼女等の一生が如何に不幸に終らうともそれは問題でないのである。要するに彼女等の精血を絞れるだけ絞つて後に、其屍は妓樓の不淨門から捨てるやうに放り出して、了へばそれでよいのである。

涙もない、血もない惡魔の如き彼等の宣傳に迷され來たつた民衆に、私の主張する公娼廢止の必要が如何に緊要な差迫つた問題であると云ふことを告げたいのである。牢獄に等しい女郎戸屋に涙を以て日を暮る彼女等の救済が一年延びる時に、五萬の娼妓の生命の一年分が失はれて行く。人生五十年とすれば、千人を殺すに等しい結果となる。或ひは又其影響は二十五萬の花柳患者を社會に送り出す。有爲な青年の大切な時間を奪ふ。國民の活動の何割かが消えて行く、不良兒が生れる。幾多の悲劇が醸成される。惡の華は榮えるだけ榮えて行く。

一度此原稿を書いてゐる時滿洲における支那人の暴虐に對して日本は出兵して國際問題

とまでなりかけてゐる。然し人の命が脅かされる時に出兵して保護することは當然である。それに對して前述の如き若槻内閣は聯盟に對して宣言する氣力も持たないで、逆に突込まれて辯解をしてゐる。女郎の血を絞つた金で内閣を保持しやうと云ふ人間の遣り方である。遊廓に於て人命を奪れる問題が起つてゐる。政府は最後の手段に訴へてもこれを保護すべきである。遊廓に出兵してもよいのだ。支那の問題と人道少しも變りがないのだ。然し遊廓から何かを貰つて頭を下げてゐる内閣である。支那に頭を下げ、聯盟に頭を下げる位ひの藝當は當然である。若槻内閣の失敗は珍しいことでも何もないのである。工業俱樂部でのらりくらりと遊廓の爲に不利益にならないやうな演説をやつた若槻禮次郎の能力其ものゝ現れである。

第三章 私の公娼廢止主張の要点

一 序 述

私の公娼廢止の主張は理論でなく、理想でなく社會問題として直接に實行に移す爲の

張である。此直接に實行に移して貰いたいことが即ち娼妓の要求である。叫びである。

公娼を廢止せよと云ふ私の主張は、**第一**に醜惡なる奴隸の實情を社會から葬れと云ふのである。**第二**に日本の賣淫取締制度を一貫して、風紀、衛生の取締を完全にせよと云ふのである。**第三**に社會施設を完備して賣淫根絶へと明るい社會の建設に邁進せよと云ふのである。

第一と**第二**によつて婦人の保護が行れるであらう**第三**に於て國民の健全なる發達に資せられるであらう。

二 奴隸を開放せよ

此問題は前述の如く、現在生命を脅されつゝある弱い婦人の問題である。一刻の猶豫もなく其救済は行はなければならない。我々の同胞の問題である。假に若槻さんの娘が娼妓だつたとする。若槻さんは總理大臣なんかしてゐる心の餘猶はあり得ない。自分の娘の場合にのみさう感じるのでは人間の資格はない。まして總理大臣の資格など六神丸の一粒

程にもないのである。

他人の娘だからと放つて置くとすれば、總理大臣に執つて日本國民は全部他人である。他人のことだからと放つて置く總理大臣であつて、國民はそれで満足し得るであらうか。若槻さんのみでない。歴代の總理大臣が皆さうであつた。日本には未だたゞ一人の有資格大臣がなかつた譯である。

人情大臣と名を執つた小泉さんでも、人情は自分の娘にだけであつた。これも不人情大臣にしかないのである。

日本の大官と云ふ連中の頭には、金持と役人だけが人間の如く見えてゐるらしい。貧乏人の子供は、ルンペンであらうと娼妓であらうと差支へないらしい。其墮落した思想が今日の醜惡、非人道なる公娼制度を作つてゐるのである。

公娼廢止の必要は、論ずるまでもなく、口に説明も出來ない、慘忍なる奴隸の實狀の廢止、國家を損失せしむる國民保健破壞の防止、利那思想醸成の救済の實行にある。これを廢止するに何の遷延も必要ない筈である。

而して公娼廢止後の對策と云ふ問題に對する杞憂は、先づ如何なる方法を以てしても今日の文明國において、今日の公娼制度以上の惡制度は作り得ない。役人が晝寝の側ら作つた制度でも遙によりよい制度が生れて來る。それが今日の時代である。今日の人間に三百年前の封建時代の眞似をさせても出來ないのが當然である。

先づ公娼を廢止すべきである。然らば自ら良策は生れて來る。我々が今失業して腦神經衰弱に罹つたとする。病氣の方を放つて置いて職業を求めた處で何の良い智慧も出ては來ないであらう。何はともあれ病氣を癒さねばならぬ。病氣を癒せば自から職業も求められる境遇に向ひ得る。假令職業がなくとも病氣がなくなつたゞけ境遇はよくなる。これだけの理屈が解れば「公娼は廢すべきである」ことの理由は解らなければならぬ。

私は常に日本の總理大臣の腦力を疑つてゐる。神經衰弱以上に働かない大臣の腦味噌が解剖の結果何百瓦あつたと云ふのである。不必要な能力だけを蓄積した腦髓の目方など紙屑籠程の價値もないのである。

これは、今の大臣級の人間は過渡期に育てられた、頗る不遍側な教育を受けた洵に不幸

な人間達であるからである。詰り娼妓が境遇で作られた歪んだ性格の持主であると同様、實に同情すべきものである。

從て我々は弱い婦人の解放を叫ぶと同時に、これ等の歪んだ性格感情の持主の教育の爲に、同様の努力を拂はなければならぬのである。

公娼廢止が社會に於ては多くの反對者を有する。それは前述の如く病人に藥を呑せない主張なのであるが、それを正直に受取つて、爲政者が時機尙早だとか、甚しいのになると此日國內本の問題の研究に、洋行流行の折柄でもあるが、國民の納めた税金の一端をさいて、海外に人を派遣して外國の情況を調査せしめて、日本の問題に當填めて、論議を闘はしてゐるのである。

未だ嘗て少しの當を得た處置を執つたことのない日本の政府である。

日本の公娼廢止運動と廢止反對運動を比較すると、廢止運動は救世軍と廓清會婦人矯風會廢娼聯盟が貧しい財政状態に於て死力を盡して戦つて來たのであるが、反對運動は全國貸座敷業組合聯合會が莫大なる財力を擁して戦つて來てゐるのである。日本の貸座敷免許

は約五百五十、貸座敷業者は約一萬一千五百人（朝鮮を含まず）此大勢を以て財力による運動を續けてゐるのである。

朝鮮に於て本運動に孤獨の立場で、運動を續けて來た私は、其出發点に於て某新聞紙が私の一言も聞かずに、私の運動は食ふ爲にするものであると其大切な紙面をさいて、遊廓の爲に防害を試みたのである。折も折其頃私と似た主張の運動を行ふと宣傳した或る男が遊廓で無錢遊興をやつて警察に擧げられたのである。折角礎きかゝつた私の運動に對する後援者の總てに物質的援助を私は斷つて、絶對孤獨の運動を決心しなければならなかつたのである。出發点に於て既に斯うした痛手を蒙つて、以來私は自分の僅少な収入の大部分を此運動に費消して戰つて來たのであるから、財力の点では全對抗し得るものではない。只正義を振翳して押通したゞけである。此点において我々は常に非常な不利な立場を作つて來てゐるので、金力の世の中であるから何うしても事の是非に拘らず金力の方へ人は荷擔するのである。假に私の主張を是とす者でも私の味方をしたのでは一文にもならない遊廓へ行つて私の悪口一言でも云へば幾錢かにはなると云つた調子である。

社會の耳目である新聞までが、樓主の言葉の方を信ずる。信ずるのではなからうが信ずる振りをしたゞけでも金になる、樓主と云ふ、人間の社會には顔出しも出來ない筈の闇暗面の生存者の言葉が、何々氏談として名士の談話と同様に取扱はするが、私の主張などは路傍の一塊の石ころ程にも顧られない。斯うした苦い經驗は過去において此運動者の總てが味つて來た處であらう。

本年五十九議會において公娼廢止に關する法律案が委員附託となり、其委員會が前例のない論議を盡された爲に、東京においては公娼廢案が通過するかと民衆には思れたのである。その爲に新聞は一せいに本問題に筆を染めたのであるが、其結果私が朝鮮に歸つてから、釋尾春翁先生の『朝鮮及滿洲』誌上と、京城日報紙上に議會における同案の模様を寄稿する機會に觸れたので、續いて同問題に關する寄稿が紙上に現れ、各紙か本問題に關する名士の説を掲載し、嘗て私を攻撃した新聞すら同様の記事を掲げるに至つて、私は僅々六年間の推移が斯くも隔世的のものであることに涙を流したものである。

總てを金力が支配する爲に、政府然り、役人然り、新聞然り、何れも金力のある遊廓に

阿ねり、我々の運動は惨酷にも虐げられ盡して来たのである。

此不利な状況において、本問題が今日の情勢まで押上げて来たことを、讀者諸君は十分に考へて戴きたい。これは本運動が正義の上に確たる一步を踏みしめて来た左證である。

第五十九議會の公娼廢止委員會において、反對議員と新聞記者が話してゐるのを耳にしたが、中央都市の議會出入記者でも情けないのが多いのである。

「公娼廢止なんか出来るもんか。私娼より公娼かい、ぢやないか、公娼は二圓私娼は三圓……」

と、弱い婦人の涙など、ビールの泡程の味もないと云つた調子である。

公娼廢止反對が今日まで勢力を持してゐた反面には斯くの如く、正義を金力が壓迫して来たのである。反對すべき理論が立つてゐたのではないのである。總てが金力に降服して不善を見逃して来たのである。多くの男性までが樓主によつて娼妓と同様淫賣をさせられて来たのである。此破廉耻の前に僅に口を拭つて良心を麻痺させて来たのである。

故に我々は此大勢を打破しなければならぬ。打破することによつて始めて弱い者の救

済と、保護と、社會の廓清が得られるのである。樓主によつて玩弄されて来た封建時代の悪夢から覺めねばならぬのである。

三 一貫せる賣淫取締制度を設けよ

公娼を廢止するとすれば、私娼を如何にするかと云ふ政策問題を必ず持ち出して来る。

これに就ては、公娼廢止反對論者が理論的に廢止論を破ることが出来ない爲に、政策に持つて行けば、政策としては今猶論議の種が澤山残されてゐる。そこで其欠點を取り立て、反對主張とする逃避的手段に他ならないのである。

前述の如く公娼を廢止せよといふことは醜惡なる現状を打破することを第一義とするのであつて、これは電車に轢れた瀕死の負傷者を前に置いて「醫者にかねばならぬが治療費を何うする。治療費の問題が解決しなければ醫者にかけること等は問題にならないぢやないか」と議論し合ふのと同様であつて。生命を脅されつゝある者を前に置いて、後々の政策まで論議することそれ自体が既に大なる人道問題である。

故に我々の主張は先づ議會において廢止を議決して了ふことである。廢止を決定すれば何うしても後の問題を研究しなければならないのである。詰り公娼廢止と廢止後の對策は全然別問題である。

然し樓主の金力は首相と雖も頭を下げる絶大な力を有してゐるのであるから、無手勝流の私等は、殊に弱い者を抱いて戦ふ我々としては、先づ敵の要求する總てを與へてやつてもよいと考へてゐるのである。そこで廢止後の對策に就ても突込まれることは承知で述べるのであるが、批評するのは易く、案は立てにくいものである。反對側から相當に突込むでは來るであらうが、突込む者に我々だけの用意のないのは當然である。

第二の賣淫取締制度の一貫した確立に就て、政策に關する部分は後編に譲るが、現在の公娼と私娼の比較に就て聊か述べて民衆の誤解を解くことにする。

四 公娼と私娼

議會において公娼廢止反對議員は、反對理由として私娼と公娼の對比を試み、各其最悪

の例を求めて公娼の優越を説くのであるが、これは苟も帝國々會において責任ある言論を吐くものとして、其不用意無責任は甚しいものである。五十九議會の最中一部反對議員は玉の井と龜井戸あたりを見に行つて、公娼の方がえゝとばかりの反對意見を述べてゐる。輕舉盲動いくら動物の如き彼等と雖も代議士と云ふ名まで忘れた無責任なる行爲である。

國民は代議士によつて玩弄されてゐると云つても決して過言ではないのである。これも詰りは遊廓側の提供する材料なるものが、議會においては何の論議の材料にもならない爲に苦しまぎれの策ではあるが、斯くも理由のないことを金の爲に云ひ張る醜議院議員共には宜敷其責を負はせて徵罰すべきである。尠くとも國民の代表だけは取消さねばならぬ。

現在公娼問題を論議するに當つて、公娼と私娼を比較するのは愚の至りである。然り、私が若槻さんに「月とすつぽんと何れが明るいか」と質問したら、若槻さんは例によつて『私はよく知らないのである。まだ十分調査しないのである』と答へるであらうか。

公娼は日本の賣淫制度である。私娼は内密に官憲の取締から逃れて淫を鬻ぐ不正業者である。貿易商と密輸商を比較する馬鹿が何處の世界にあるだらう。これが我國の帝國々會

に國民の代表として乗り出した厚顔者流の議論であることを讀者諸君は十分に御記憶を願ひたいのである。

公娼を廢止したからと云つて、現在の私娼を其まゝの形で存在せしめ、發達助長せしめるべきものでないことは敢て言を要さないのである。其處に廢止後の對策の必要とされる所以がある。現在の私娼と公娼を比較して見てそれが何の足しになるであらう。反對せんが爲の反對論は大概斯うしたものである。

私娼と云ふ。然しこれは一概に云ひ盡せない非常に多種多様な存在である。であるから私娼としても我々の公娼廢止後の對策に現れて來るべき非常によい形式の下にあるのもあれば、公娼に輪をかけた以上の劣悪なものもある。何れも何の取締りも受けない秘密稼業であるから、其經營者の方針次第で勝手に出來上つてゐる。

従て龜井戸、玉の井の如く私娼と雖も殆ど公娼と等しく警察の默認の下にあるものは、其大体を公娼に見習つた搾制度の下に經營を行ひ、其上に密淫賣者流の惡事を重ねてゐるのであるから、此組織が良い筈は絶対にないのである。

それを私娼の代表として、公娼より惡るいから公娼の方がよいと云ふのは無謀も甚しいことである。公娼と云ふとんでもないものを存在させて、それを見習はせる秘密稼業を默許すると云ふ不合理が、既に根本的に誤りである。その誤りから善良なるものゝ生れて來る筈は絶対にないのである。

斯くの如き淺薄極まる管見を以て本問題を扱ふならば、將來更に大きな禍根を作るであらう。私は次に現存の私娼の状態と、其發達過程を述べて後編の政策への暗示としたいのである。

日本の私娼即ち酌婦と云ふものは公娼制度の下に於ける公娼の變形である。然も公娼の如く組合組織まで作り、大なる投資によつて外見を飾らず、其内面は監督官署の眼を盗む体のものでありであるから、これは公娼の惡るい型のものであると見る外はないのである。之等は現在の公娼に影響された社會の惡現象と見れば間違ひないのである。従つて公娼廢止後においては公娼同様に其取扱ひを始末すればよいのである。

其他の賣淫組織においては最近非常に人氣を博してゐる横濱本牧のホテルであるが、こ

れは或時代を通じて發達した賣淫組織として、幾分進歩したものである。即ち搾取において大部緩和されてゐると思ふ。女の収入が少くとも娼妓の如く一日十錢や二十錢と云ふ程度のもではないのである。而して風紀衛生の問題は現在の公娼を目標とすれば別に論ずるまでもないことであらう。

既に私娼に於て斯うした組織が過去に於て發達し來たつてゐるのである。搾取から弱い婦人を救済しやうとする目的に對しては、公娼に比して遙により制度であることに間違ひないのである。

公娼類似の私娼窟は全國に瀰漫してゐるが、これは全く全娼制度に災されて生れたものである。故に純然たる私娼に於ては公娼よりも遙にましな組織の下に行れてゐるのが事實上多いのである。

しかし私は茲に現在の私娼を禮賛するのではない。それよりも公娼廢止後の對策を論議するまでもなく、近代人の嗜好に投じた總ゆる性慾放散機關の發達が眼に映するのであつて、それに対する政府の取締方針が少しも決定してゐないことは、それ等が再び其裏面に

公娼制度下の惡辣なる搾取手段を眞似て行かうとする傾向に對して、第二第三の玉の井龜井戸流の私娼の發生となることを恐れるのである。

更に私娼の發達せるものは、婦人一個に於て直接取引をなす、中間搾取の全然ないものである。しかしこれは客を得る上に非常に不便であること、又客の誘引法に兎角風紀を紊し易いので問題にされるのである。

私娼の風紀と衛生の問題は取締法の確立によつて可成効果を挙げ得られるのであつて、最大欠陥たる中間搾取を除去する爲には、何うして私娼の方が優つてゐると見る外はないのである。

茲に問題視すべきは近代人の嗜好に投じて發達せるカフェーである。カフェーの女給が賣淫を常習とせる者と斷定は下し難いが、女給中にも賣淫婦類似の生活を營む者、及び巧妙なる賣淫を營むもの、妾に準じたる方法による者等々がある。

これ等は何れも中間搾取を除去して其収入を効果的となしてゐるのである。此近代型の賣淫或は其類似方法は、未だ十分に發達し切らぬ現在において比較的弊害の尠ない情態に

あり、婦人の立場も非常に樂にされてゐる。

カフェーが近代人の嗜好と趣味に投じて客の誘引に効果的であることに眼を注いだ樓主達は早速に此方法の利用を開始した。即ち遊廓の張店を廢してこれをカフェー組織と改めて見たり、或は樓主のカフェー兼業と云ふ方法によつて、客の誘引と遊廓の繁榮に資したことである。

外見的に進歩した方法の如くであつて、遊廓のカフェー化程退歩した方法はないのである。實際問題として娼妓の立場は一層不利にされてゐるのである。而して樓主のカフェー兼業はカフェーをして遊廓化せしむる原因を作るものである。

既に近代人は遊廓等と云ふ組織はピツタリと來ないものである。其處に發達を致すべき理由を持つたカフェーが勢力を占めて來たのである。従つてカフェーの發達は今後種々變化を経て機能を發揮することであらうが、其發達過程に於けるカフェーの保護取締の如何が殊に重要視されねばならぬのである。

現在のカフェーは飲食店として、女給は女中の變形として、警察署の取締も、風紀の取

締に嚴重である。然しカフェーの發達は其伸んとする處に特殊の狀件を備えて、初めて近代的存在を意義あらしめてゐる。

最近京畿道にカフェー取締に關する規則が發せられたが、當局の眼はカフェー業者が自然樓主の如く女給の搾取に魔手を延してゐるのに注視してゐることが十分に覗れるのである。此取締規則はカフェーの取締の要点が女給保護に置かれてゐるのであるが、此傾向は警察官憲の賣淫に對する時代觀念をよく表示してゐるものであつて、代議士等は十分注意して見なければならぬものである。

左に其規則を掲げることとする。

カフェー取締規則

昭和六年九月二十日朝鮮京畿道保安課發布

- 一、營業所外部の裝飾を殊更に華美にし以て通行者に不快の念を抱かしめざること
- 二、營業所内部は白色燈にて容易に新聞を読み得る程度の明さを保たしめ、且有色燈の使用は成るべくこれを控へしむること

三、「ボックス」の一方は廣場より見透し得る様開放せしむると

四、混合席以外に特別室を設けしめざること、但し既設のものに對しては外部より容易に見透し得る様一方開放せしむべし

五、高聲蓄音機の使用は午後十一時迄とし道路に向つて放聲せしめざること

六、營業時間は特殊の地域を除くの外夜間午前一時を超えしめざること

七、女給を雇入れたる場合はその届書を本人に持参せしめ、前職及女給となる動機、教育程度前借の有無等詳細聴取し置き取締の参考に資すること

八、女給は夫、又は父兄の元より通勤する者を除く外、營業所家屋内に合宿せしむること

九、女給の受けたる祝儀は全部本人の所得とし、客の飲食代器物破損等に對する賠償出錢その他名義の如何を問はず、女給をして金錢上の負擔を爲さしめざること

十、女給に衣類の購入を強制せざること

十一、營業中ホールにおいて女給をして「ダンス」及卑猥なる所作を爲さしめざること

私は敢て女給の娼婦化を唱導するものではないが、組織に於て、又手段に於て、娼妓の女給化とでも云ふか、現在の公娼制度が開放されて搾取制度から脱出し、獨立稼業の本質を失はぬ組織下に置れねばならぬ事を第一に提唱するのである。

而して風紀の取締は官憲の手に委ねて十分であるし、衛生上の問題は現在の取締方針の如き不徹底のものでなく、或は形式的のものでなく、そして解放されたる娼妓が、壓迫的制度的下に於ける逃避手段より、光明ある生活に於ける自覺的手段に代つて、自發的に衛生に留意する効果を狙ふ解決策に進み、それに助長機關乃至は施設を以て之れを促進せしむるのが良法であると信ずる。

賣淫と云ふものが公然と許可される處に弊害は最も多いのである。其弊害は賣淫行爲による風紀とか衛生とか云ふ弊害でなく、副作用的弊害が弊害の主たるものとなり、賣淫問題以上の問題を醸成するのである。

日本の國の賣淫制度の弊害は、賣淫其もの、齎す弊害ではない。公然と許されたる賣淫を利用せんとするものに依つて作られる弊害である。我々の公娼廢止の主張も此弊害の除

去を主眼としてゐるのである。

現在警察當局のカフェーの取締は、カフェーが現在以上に墮落せぬ爲に風紀と衛生の取締を厳にし、カフェー業者が樓主の如き手段に出ずるのを防止する爲に、女給の保護に力を盡してゐるのであつて、これは頗る至當な方法であるが、假に女給の一部に賣淫類似の行爲が存在してゐるとしても、若しこれに公娼の現況に比するならば其弊害たるや全く問題にならぬ些少なものに過ぎないのである。

以上は現在の女給の形式を以て賣淫制度の最良たるものと云ふのでは決してない。賣淫行爲が公然たるものでない、即ち婦人自身が自分の賣淫婦であることを隠したがる心持を有してゐることの必要と、賣淫と云ふ婦人の最後の手段に許へる生活逃避手段に於て、猶搾取と云ふ慘酷なる魔手の付き纏ふ境遇から逃れしめ、悲惨なる境遇の婦人をして一日も早く其どん底的生活苦から脱出せしめ得る方法に於て、彼女等の生活に少しでも大なる光明を與へることが肝要である。

生活に光明があれば自然風紀も衛生も高度化し得る。光明のない生活には自己の肉體を

勞はる必要も感じないであらう、社會の風紀を紊さぬ責任も感じないであらう。残されるものは僅に消えかゝつた生存慾にしかないのである。

此主趣に於ける賣淫取締の一貫した政策の樹立が緊要である。捕れたる公娼制度の存在が此取締制度の確立を防げつゝある現況を速かに此社會から徐去すべきである。

五 社會施設の提唱

公娼を廢止して後の風紀と衛生の問題に就ては屢々論ぜられる處である。公娼廢止反對論者等は殊に此政策が完全に樹立されない時は賛成し兼ねると云ふのである。

政策に就ては下巻に於て述べる豫定であるから茲に省略するが、風紀の問題が大變六かしく論ぜらるゝ反面、現在の公娼の風紀取締が一體何の爲に役立ち、何の効果を擧げてゐるか云ふことを見るならば、其將來にける取締方法は最惡のものを採用しても現況よりは悪くはならないと云ふことが確實に云ひ得るのである。

現在の公娼制度の下に於ける風紀取締方針は、所謂集娼主義の下に遊廓と云ふ指定區域

を作つてゐる。此集娼主義は風紀取締の便の爲に藝妓にも應用され、京城の如く藝妓街の散亂してゐる處は寧ろ珍しい位である。集娼と散娼の可否が論ぜられるがこれも政策に入るが、要するに現在の遊廓と云ふ形の取締方法による集娼と云ふものは害の方が多く益が尠ない。と云ふよりも最も大切なる部分に大害を與へてゐるのである。此二つの方法は先づ夫自體に與へられる質の考慮が大切である。(下卷に詳述す)

此現在の集娼制度の下に於ける風紀の取締なるものは、其實際に於て風紀の取締となるよりも一廓内に限つて風紀の紊亂を許可してゐるのである。而して此一廓と云ふ區域を防禦地帯として奴隸飼育の爲に利用されてゐる。社會の一部分に風紀紊亂地帯を作つてゐるのであつて決して風紀の取締りのためには利用されてゐないのである。

娼妓の外出は風紀を紊すと云ふのである。華美な衣服を纏つて外出することが風紀紊亂であるならば、近代のカフェーの女給の風俗等は風紀上の大問題である。近時の娼妓の風俗は女給の風俗が浸蝕してゐることを見逃してはならぬ。言ひかへれば最近の娼妓の風俗は女給によつて作られたも見られるのである。然るに女給は白晝の外出に關して一切の拘

束を受けぬが、娼妓は風紀を害すとの理由で廓外の外出に對して絶對拘束を受けてゐる。これは風紀を害するからではなくて借金があるからである。現に女給で六七百も借金のあつるものは營業主から外出の干渉を受けてゐる例がある。

これは決して風紀問題ではなくて人權問題として考究すべき重要問題である。藝妓は借金があつても娼妓の如く外出を規則によつて縛られてゐないし、抱主も寛大である。然るに藝妓には逃走が尠ないが、娼妓は城壁を越えて逃走する。即ち其原因は奴隸の如き苛酷な待遇によると、束縛され、ばさるゝ程自由を欲する心理からである。

風紀を取締る爲の方法として一廓を作つた、即ち傳染病々院の如く隔離して傳染を防止する方法であるが、此傳染病々院は外部の人間の侵入は自由である。而して其傳染病々院内は盛んにパチルスの培養をやつてゐるのであるから、傳染防止の爲の隔離場所ではなくパチスル頒布の根據地を作つたのに等しいのである。風紀紊亂の水源地が遊廓である。

大體遊廓と云ふ特殊地域の發生は現在主張する風紀取締の爲の政策として選れた集娼制度を理由としてゐるのではないのであつて、封建時代の遊廓なる一地域は一つの交際場裡

をなしてゐたのである。現時に於ける社交俱樂部が大ビルディングの形に於て存在する。如きものであつたのである。故に現在遊廓は集娼主義の下に行れた或る形式のものであると稱するのは、此封建時代の形見に強いて理屈をつけて保存の爲の主張としたに過ぎないのである。

此組織の公娼制度下の遊廓である以上、風紀問題に就て現在の組織は全く何の効果も有してゐないのである。全く融離された區域にあるが爲に夜の明けるまで三味線も鳴らせば太鼓も叩けると云ふだけであつて、これは徹夜して酒を呑み、三味線をひき、吹をうたひ太鼓を叩き、風俗を紊す許可地を作つたと云ふだけの結果である。風紀を取締る目的ならそんなに徹底してやれないやうにして置くべきであり、何うしてもしたい者はせめて内々にやる位の設備で充分である。

此遊蕩獎勵的機關としての機能を備へてゐる處に、現在の組織は最大の欠陥を有してゐるのである。

風紀を取締ると云ふ目的は、風紀を紊させて、然る後の取締るのでは決してないのであ

る。紊さないやうに取締るのである。實に本末を誤るにも事を欠いた甚しいものである。

風紀取締に關して集娼か散娼かと論ぜられることは現在の公娼制度を前に置いて論ずべき事ではない。

風紀の取締りは如何にして風紀を紊せしめないかと云ふ處に目標があるのであつて、如何にして風素を取締るに都合のよい風紀紊亂所を作るかと云ふに在るのではない。

以上の現況に對する觀察から風紀問題は先づ公娼を廢止することによつて、其第一步を踏み出し得るのである。而して後に將來如何なる風紀取締方法を講ずるかと云ふのである故に公娼廢止後の風紀取締は警察官憲の力で現在よりもより容易に、より効果を擧げ得られる。殊に賣淫に關する取締の一貫した制度の制定されるに於ては、最も合理的な取締に奏効する事は論ずまるでもなく明白である。(之以上の政策は下卷に詳述す)

六 衛 生

衛生に關する取締りに就ては、現在の遊廓に於ける檢査の實況を前に述べたが、現在の

檢査制度ある爲に娼妓の花柳病は反つて常に充進するの結果を生むのである。それは娼妓の花柳病手當の目的は病氣を快癒させる爲ではなくて、單に檢査を逃れる目的の爲になされてゐるからである。娼妓には病氣を治療するだけの時間的にも金銭的にも餘餘がないのである。病氣を癒すこと以上にあせる氣分に支配され、其反面に光明のない生活は自己の肉体の保存などに大した必要を感じない自暴がつき纏つてゐる。娼妓の生活の總ては意識的でない。川に溺れた者が救助される望みを失つて投げ出した身體が反つて水面に浮んで流れて行く、娼妓の生活は丁度それである。

その生活に身を置く娼妓である。病氣に對しても決して意識的ではない、差當りの方法を執ることとは吝かでないが、眞に治療する等と云ふ眞剣な手段は煩しい限りである。又そんな眞面目なことをする餘餘を與へない現在の公娼制度である。

娼妓の花柳病に對する手當の實際に就ては前にもお断りした通り紙上に述べられない爲に説明し難いが、要するに病氣を虐待して一時逃れとする。それが累積して娼妓の身體は絶対に回復し難い廢人となつてゐるのである。私の經驗として廢業した娼妓の身體の回復

を計るべく努力した結果、先づ十七才で娼妓になつたとすると、各自の體質によつて異りはするが、先づ二十才位までに廢業しない限り完全な回復は全く絶望である。私は今でも驚いてゐるが十六才から貞操を蹂躪されて來た女が十九才で廢業したのであるが、彼女は既に生殖機能の大部分を破損してこまつてゐる。回復の見込みは全然ないのである。

斯ふした現在の衛生取締方法の下に在る以上、衛生取締の効果的手段の第一は公娼制度の廢止にある。

(此點に關する私の私娼に關する調査は未だ自信を持たないので後日發表することとする)

而して衛生上の問題の解決は誰れしも云ふ處の衛生思想の普及にあるが、此衛生思想の普及も絶望的生活に置いてある娼妓に對しては普及等とは大いに迷惑な話である。娼妓の方から御免を蒙りたいのである。これを世間では娼妓の無智に歸する。「何分にも娼妓は無智であるから」と云ふのである。

これは娼妓を知らぬ者の觀察である。娼妓の生活は總て意識的でない爲に、何分にも無

智である如く見えるのである。

此娼妓の絶望的生活に關しては、私が特に娼妓に代つて民衆に訴へねばならぬ点である。

最早生命に絶望的な病人には薬を吞ませるよりも、此世の別れに好きなものを食べさせる方が人情だとさへ云ふ。私の思想では死の瞬間まで絶對の養生を續けて最後まで生に對する觀念を失ひたくないと思ふのであるが。若し絶對に死ぬと決定したものならば恐らく養生する氣力等は無いのが當然であらう。娼妓はそれである。

それを無智と罵り、解らない者として叱つて見ても、反つて彼女等には罵る者叱る者が解らない奴だと云ふ感が無意識の裡に感じられてゐるのである。それが娼妓の反抗であり『ふてくされ』である。

樓主と云ふものは自ら此ふてくされを作り乍ら『此ふてくされ奴』と罵る。そして娼妓の尻にまで『此ふてくされ奴』と呪ひを投げかけるのである。

私が娼妓の『ふてくされ』に對して以上の如く話して聞せる。するとふてくされてゐた

娼妓が頷いて見せる。初めて彼女等の意識が蘇るのである。

警察で娼妓を『圖々しい奴だ』と叱つてゐるのを見る。成る程圖々しくもあらう、すれどもゐる。然し何んな圖々しさも生に絶望な捨鉢には及ばないものであることを知つて戴きたい。其眼で娼妓を見て戴きたい。

私が娼妓の世話に成切するのは此心理を握むでゐるからである。

衛生の問題を解決するには先づ此点を完にすることである。一体日本人は花柳病を恐れない習慣が養はれてゐる。花柳病に罹ると初めて一人前になつたと稱して氣安めの嬉びを以て自らを慰めて敢て恥とはしないのである。しかし、とは謂え、人般の人は醫師にも診せるであらうし、養生もする。可成亂暴なものでも外形の整はないうちに不攝生を行ふ位ひは謹むのが普通である。それは到底徹底した養生とは謂ひ難いが、娼妓はそれだけの事も出来ない境遇である。

従て公娼廢止後に於て、娼妓の境遇に保護を加へ、『人間に返る』目標を與へ、光明を認めさせ、加養の機會を與へる境遇を作るならば、それだけで現在百パーセントの患者が五

十パーセントには速かになるであらう。

然る後に於て衛生に關する方策が講ぜられて初めてそれが衛生の取締となるのである。現在に於ては衛生取締りよりも不衛生助長の半面を有してゐるのである。

社會施設

以上の如き現況であるが故に、公娼が廢止されるとすれば次に色々の方策が講じ得られるのである。即ち緊急に必要を感じるものは彼女の救済と衛生に關する社會施設である。但し此社會の力も現在の公娼制度の下に於ては効果を現し得ない。一寸の傷口を縫つて二寸の肉を切るに等しい結果である。

私の主唱する社會施設は、一は娼婦等の啓發に資する精神的食物である。一つは彼女等の境遇改善に資する營養である。即ち生活問題に觸れての施設である。更に一つは衛生に關する施設である。而して衛生に關する施設は單に彼女等に對する施設でなく、總ての社會人の花柳病に對する施設とすることが必要である。(此政策に就ては下卷に詳述する)

斯くして初めて賣淫問題の根本に觸れることが出来るのである。

此實行の爲に公娼制度の廢止は絶対に必要であるのであつて、公娼制度ある爲に此容易なる社會施設も生れて來ないのであるし又生れても効果ないのである。

六 公娼廢止は樓主の類似業絕對不許可と必要とする

私が主張する公娼廢止は現在の公娼制度の廢止であるが、其最も必要とする重点は、日本の遊廓が歴史的に有する因習の打破である。而して日本人の有する娼妓に關する思想の打破である。

私が最後まで主張したいことは、公娼廢止と、同時に現在の貸座敷業者即ち樓主の絕對廢業と彼等をして將來再び同様の營業即ち女を取扱ふ營業に携はらしめぬことである。

これに關しては今後の制度が彼等の魔手を延し得ぬものであり、或は賣淫行爲勸誘者處罪の法律が制定され、ば差支へない譯の如くにも考へられるが、實際に於ては因習の力が法律よりも強いことを考慮の内に入れることが必要である。

過去に於て國法を無視し、制度を蹂躪し、道徳を破壊し、人道に反いてあらゆる悪行の限りを盡して來た彼等である以上、新制度も法律も彼等に執つては餘細工以上の容易さを以て裏を掻き、反則脱法することは決し難事ではないと考へて置くことが必要である。

殊に永年の經驗によつて熟知する女の弱点を捕へて、女の自由意志の如く外見を裝ふて女を自己の意志のまゝに動かすことは彼等の最も得意とする處である。此彼等の弱き者の血を啜る手段は忽にして同業全般に傳播し、其結果因習は永久に消えさらぬこととなる。

公娼を廢止して新しい登録制度が設けられ、或ば官の監督取締を必要とするならば、單に公娼の名目を改めたに過ぎず、結果に於ては公娼の改革と異なる處がない。故に敢て公娼廢止をするまでもなく現在の公娼の改革を行へば十分である。と云ふ公娼改革意見は議會に於ても反對派から提唱される處である。

しかし公娼の改革と云ふことは實際問題として不可能であり、何等効果を齎らさないことは上述の因習打破が行れない爲に原因するのであつて、私が絶対に廢止を叫ぶ理由は其点にあるのである。過去に於ても改革は何回となく行れて來たのであるが、その結果は表

面を塗糊し得たに過ぎず或は手段を改めたに過ぎず、依然として搾取に於ては舊態を改めなかつたのは、即ち此因習の根強さに原因するのである。

公娼の改革は結果に於て單に犯罪を智腦的ならしめるに過ぎなかつたのである。將來に向つても同じく其結果を豫想し得るのである。過去に於ける公娼の改革は單に外形の改良であつて此改良を好機として、其内容は常に改惡されてゐたのである。

最近に於ける實例として、カフェーが客の誘引法に成功せるを見て近代人の嗜好に投ずる爲に、妓樓の構造のカフェー化を試み、娼妓の奉仕を女給化せしめ只管客の誘引に努めてゐるが、これ等は樓主に執つては非常に良法であつても娼妓に執つてはより多くの勞働が強られる結果に過ぎないのである。

娼妓が張り店と云ふ堅苦しい束縛から、自由に動けるカフェー制度に變つたことは或は神精的に樂になつたかも知れないが、其結果として搾取に於ては或増率を示してゐるのである。カフェーの女郎屋化は現在の警察當局の最も恐れるべき墮落經路である。然るに妓樓は此墮落經路に逆コースを執つたと云ふ處に彼等の奸計がある。

従つて樓主のカフェー兼業等は、既に或る目的に向つて兼業の有利を進展せしめ、カフェーのカフェーとしての機能以上のものを遊蕩助成圈内に作り出すことは、カフェー同業者を同様の墮落経路に誘引する原因を作るものである。

斯くの如く樓主の惡徳行爲は常に傳染性を以て社會に害毒を傳播するのである。

遊廓の存在は前述の如く、此社會に特に風紀を紊すことを許可する地域を作り出した結果となり、風紀の紊亂を防止する爲の隔離區域ではない結果となると同様、樓主の存在は其遊廓内に於ける風紀紊亂醸成の發酵母の如く、あらゆる紊亂方法の發生に貢献してゐるのである。

我國の公娼取締の風習は樓主保護にのみ傾いてゐる。即ち樓主の債權保護に要点を置いて、金錢と人命との比較に金錢を重視する結果を作つてゐるのである。

これは制度そのものが斯くしてゐるのではないのであつて、全く因習の然らしむる處である。封建時代の思想の殘骸である。

警察官憲の取締は、金錢貸借に重點を置かれて、人命の問題には冷淡である。従つて娼妓は樓主を恐れると同様警察官を恐れてゐる。娼妓は娼妓の唯一の取締官であり、保護者である警察に對して、何の親しみも感ぜず依頼心も持たない。警察に出頭して警官に冗談や冷かしでも話しかけられると幾分の憤怒は感じられるものゝ内心ほつとして引下つて來るのである。多くは樓主と同様叱られるものと諦らめてゐる。

此点に就て警察署を攻撃することは當を得てゐない。その根本を改めなければ不可能なことに屬する。即ち公娼を廢すと同時に因習を打破し、而して取締制度を一貫する必要があるのは茲に理由が存するのである。

因習に捕はれ、各地の習慣を尊重するために、複雑なる搾取手段を生じ、取締を一層困難ならしむるのである。賣淫取締に對して餘りに業者の利便を考慮に入れることは愚である。取締なるものは簡單なる根本方針に従つて、單純化する必要がある。其爲には因習が繼承されることは最も有害である。

公娼廢止と同時にに行はるべき因習打破に對して、其最大原因をなす樓主の撲滅は絶対に

必要である。公娼廢止は遊廓の絶滅によつて初めて眞の効果を擧げ得らるゝのである。而して將來への政策も樹立し得るのである。

第四章 社會問題としての私の公娼廢止論

公娼廢止の主張は以上述べたる如く、醜惡る現況の除去と將來に於ける賣淫問題解決の爲になされるのであつて、私の主張は理想社會建設の第一歩の楷梯に於ける社會問題を取扱ふものである。

廓清會矯風會廢娼聯盟の主張に對して、現社會が即座に廢娼したら社會の状態は何うなる。生活苦のどん底にある者の性慾の問題を何う解決する。即ち現社會に於ける不可能なる廢娼の實現、歴史的に見て不可能なる賣淫の絶滅と云ふ主張は絶対に理論的でないとしてこれに反對する者は獨り遊廓業者のみではない。私の耳にする處あらゆる民衆から此反對を聞かねばならぬのである。

此國民的思想は一体何から生じたものであらうか、私は如何に我國の公娼なるものが國

民に賣淫觀念を深く植えつけてゐるかを嘆ずるのである。明治文化の發達以來六十年の今日、日本國民は賣淫問題のみに就ては、正衡なる判斷を下し得る常識を持ち得なかつた不幸を、公娼妓制度の存在の爲に負はされてゐるのである。

廢娼を主張する廢娼聯盟の主張は正當のものであり、我々社會の目標である。然るに現在に於てそれ實行の困難なることは即ち社會經營の欠陥によるのである。私の主張が差當りの社會問題として公娼廢止を提唱することは、今日一日を放任し得ないからである。故に私の公娼廢止論の次に來るべき賣淫問題更に其次に來るべき問題。そして其終局の問題の解決は社會に廢娼を行ふことである。

從て遊廓の營業者達が此廢娼聯盟の主張を嘲り、反對すべく努力することは、社會を如何にして汚し、何如にして國を亡さんと企てるに等しい努力である。又政治家が現在の社會の暗黒何を見ぬ振りをし、公娼制度の條又を盾に執つて、國法に反く人身賣買の事實を辯明的解釋に片付け、而して今後の對策に名案なき限り賛成し兼ねる等と嘯くことは遊廓業者の主張と等しく、社會の惡化に荷擔せるものと云つても差支へないのである。

現在の遊廓の實狀は社會には十分知られてゐない。或は出来る限り秘められてゐる。政府自体が秘密にすることに努力してゐるのではないかと私には考へられることすらある。現に花柳病統計の如き反つて社會に危険を齎すであらう遊廓保護的の數字によつて民衆を迷はせてゐる等は明らかに其事實を物語る如く思れるのである。

私は若槻禮次郎氏の本問題に關する謂はば専門家の揃つた會合の席上に於ける演説が、逃避的であつたことに氏の無責任を難詰したが、若し一國の宰相ともなる智識が公娼に於てのみ頗る迂闊であり、其國家に於ける事實的奴隸、人身賣買の存在を不知の間に過したとすれば非常な無責任である。又知つて逃避したならば彼も又破廉恥嘆の謗りを免れぬであらう。

民衆の此無理解は今日までの我國の公娼制度の存在が、賣淫を公許したと云ふ點に支配された思想に初つたものである。爲政者は此責任を今更深く感じなければならぬのである。

廢娼は我々社會の理想である。而して欠陥だらけの現社會は、其欠陥の爲に理想の主張

すら困難である。しかし我々は理想に對して反對する理由は絶対にない。反對をするもの即ち國家を亡すものである。

然らば理想の實現な困難な現社會に於て、其理想的主張を何う取扱ふかと問題である。即ち私の公娼廢止論は其理想に對する僅に第一歩を踏み出す主張である。理想に向つて踏み出さんとするその僅に一步をまで、民衆は何うして反對するのであらう。又私は理想に向つての遠大なる主張と運動を爲し得る程の純潔な自分自身でない事を知る爲に眼前の問題を取扱ふのではなく、眼前にある虐げられつゝある弱き婦人の解放は敢て論すまでもない速刻解決すべき社會問題であればこそ問題とするのである。而して理想論とすれば議會に於ても政治問題となし難い點もあらうが、社會問題として醜惡なる慘虐なる現狀の打破を政治問題とする時誰れが何のやうな反對理由を以て之れに反抗することが出来やう。議會に於て反對する者も、我國の公娼制度の惡影響に思想的に墮落した不幸な境遇であればこそなすのである。

廢娼が理想であつても、現社會はこれを即座に實行に移し得ない多くの欠陥を有してゐ

る。其爲に私の公娼廢止論は狀現の醜惡なる影を滅して、其處に特殊の社會政策を施さんことを主張する。一方社會の欠陥に對する矯正的政策が諸種の施設となつて現れ、其結果社會は理想へ理想へと進行を初めることを願つてゐるのである。

經濟的に欠陥の多い社會は、其爲に性慾の需給關係まで不公平を及ぼして、生慾の爲に淫を買ふ者、生活の爲に淫を賣る者とを生じてゐるのであるから、賣淫根絶の爲には此經濟問題の解決が根本原因を除去することゝなるのは當然である。

故に經濟問題の解決せざる限り賣淫問題は解決せずとして、賣淫問題の解決を放任せんとする者があるが、これは非常な誤りである。

我國の過去は、此經濟問題の解決の困難と云ふ根本原因を重視して、賣淫の存在を止むを得ずとする以上に、これを公に許可することを爲した爲に、賣淫に關する思想は紊れて前述の如く民衆は廢娼の理論も常識的に判斷し兼ねる哀れな情態を作つてゐるのである。

賣淫を許可することは法律的に竊盜を公許するのと變りがない。石川五衛門の説いた眞理を尊奉して、濱の眞砂と盜賊の盡きない社會であるならば止むを得ず竊盜を許可する

としたら何うであらう。

賣淫と竊盜を同質のものとして取扱へない理由は十分にあるが、と云つて既に法律違反行爲であると云ふ點に於て同様であるものを一方を許可することは全く不合理である。

賣淫は社會制度の欠陥から生れた産物である。その止むを得ざる黙許を餘義なくされてゐるとすれば、それは餘義ない黙許の狀態に於て取締と漸減策が講ぜらるべきであつて、頭から官許の賣淫を作ることとは獎勵することゝ敢て異なる處はないであらう。これを以て徹底取締の便の爲とすることは、爲政者の無能を表現することである。否我國に於ては因習に克ち得ざる弱さを辯明する言葉に過ぎないのである。或は又取締の便を主張するならば日本の公娼の現狀は取締に便なる結果から生れものとするには餘りに御粗末も甚し過ぎるのである。

公娼を廢止すると云ふ現社會にエポックを作ることには我國に於ては實に重大なる社會問題であるに拘らず、これが放置されて少しも顧られぬことに、私は現社會の墮落の甚しきを呪ふのである。

廢娼が獨身者の脅威となつて反對を聞かねばならぬ程現社會は經濟的に呪れてゐる。しかし私は今娼妓を現社會から全然奪つて性慾需給の不圓骨を顧みないと云ふのではない。それは前述の如くであるが、私は其並行せる社會政策を主張せんとするのである。

公娼と云ふ恐ろしい搾取制度を社會から消してしまはうと云ふのである。婦人の最後のものを放抛して生活する者に、より保護を加へたいと願ふのである。其弱い婦人は社會のどん底に押込められて這ひ廻る力もない悲惨なる境遇に沈倫してゐるのである。自らの悲惨なる境遇を人に許ふることも出来ない、まして社會に向つて呼びかける力も、叫ぶ氣力もない哀れなものに代つて、私が叫ぶのである。

此娼妓の叫びが即ち私の公娼廢止論である。従て私は公娼廢止後の賣淫問題に就ても私は當然に責任を感じて叫ぶのである。

議會に於ける公娼制度廢止に關する法律案の審議は常に非常識なる議員の反對に容易に通過しない情勢に置かれて來たのである。而して此情勢の反面に廢娼と云ふ理想論が、議會に於て直接政治問題となりにくい點に、今日まで反對派の優勢を示し、理論に於ても前

述の公娼制度に誤られた思想に反映して民衆の輿論となり得なかつたのであるが、第五十九議會に於ては、提案代議士の主張が社會問題として搾取の不合理に重點を置いての公娼制度廢止に在つた爲に、反對議員は理論に於ては完膚なきまでに叩きのめされ、其情勢が遂に公娼廢止案通過かとまで騒ぎ立てられる結果を招いたのである。

不幸にして遊廓選出議員の多數なる爲に、論争に負けても決を取る至つて無言の反對が絶對多數を占め、最後の本會議に於ては委員の反對意見の陳述すら議長は認めぬと云ふ哀れな姿に終つたが、若し我國會に於ける代議士が、眞に情實なしに、國民の代表として選ばれたる清廉の士のみであつたならば、斯くも論じ盡され、反駁の餘地すらもないものに對しては、恐らく全員一致の通過を見ただであらうと思れる。

民衆は公娼廢止案の議會通過は未だ將來遠い問題として諦らめてゐる。これは民衆が前述の思想的に迷夢者であるが爲に、本問題を理解せぬ結果、議會に於ける情勢を當然の経緯の如く考へてゐるからであつて、此議會の情勢は決して理論的でなく、正當でなく、搾取機關の保護と云ふ一部階級者の利權的運動の効果であることを知つたならば、民衆は最

早靜かに傍觀する心持にはなれないであらう。

私は此結果は選舉權を有する全國民の責任であると見てゐる。

公娼廢止後の對策は下卷に於て政策として述べるが、私の最も重點として認むる點は、賣淫の存在を止むを得ずとする現社會である以上、止むを得ずとする賣淫は國法に於て認めずとするも政策に於て止むを待ずとするに止るのであつて、生活の爲に賣淫を行ふものを極力保護監督して、彼女等の境遇打破に助力する一方、賣淫を誘惑し、これを以て漁夫の利を得んとする者に對しては寧ろ國法を以て取締ると云ふ方針が正當であると信ずるのである。

賣淫中介業者、賣淫誘惑業者の取締が賣淫の取締に先んずべきである。此意味に於ても公娼廢止は緊急斷行すべき必要に迫られてゐる。

公娼廢止後の對策如何とか國寶的公娼制度であるとか、現狀を放置して空論に時を過してゐる間に、全國に瀰漫する五萬の娼妓、百萬の私娼、更に幾多の賣淫婦類似の生活を營む婦人の肉は、高速度に腐蝕しつゝある。廢人に等しい國民が續々と作られつゝある。而

して更に其惡影響は、國民中の最も働き盛りである青年の肉体を蝕ばみ、思想は益々利主義の謳歌に亡びんとしつゝある。

此大なる國家的損失の反面に、それを利用して富まんと企てるものは、哀れなる弱者に鞭打つて搾取を擅にしてゐる。か弱き女の肉体に鞭を當て、精血を絞り取る搾取は、飽くことを知らぬ貪慾なる鬼蓄等に依つて、其最後の一滴までも吸はれて行くのである。吸はれて吸はれて、その最後の血の一滴すら最早望まれぬ娼妓の廢殘の骸が取り殘された時彼等慘忍なる吸血鬼は、血の滴りも殘されぬ屍に對して同情の一滴の涙を注ぐ代りに最早一滴の血も吸ふに餘地ない枯れきつた屍の無價値を呪ふのである。

屍に呪ふ彼等である。

娼妓の死の痛ましきは、その成佛せる屍さへも妓樓の不淨門から捨てる如くに運び出されるのである。

第四編

第一章 公娼廢止問題に關する

民衆の質疑に答ふ

私が公娼廢止問題を掲げて民衆に呼びかけた過去六年間に、私が受けた公娼廢止問題に關する質問は大體きまりきつた質問ばかりであつた其總ては前述の本文中に含まれてゐるのであるが、茲に稿を新にして諸彦の誤解を解く爲に、質問の解説を試みやうとするのである。

質問の大部分は遊廓の宣傳に迷された結果である。即ち「公娼を廢止したら私娼が跋扈するであらう」とか。「公娼を廢止したら社會が紊れるとか」「私娼より公娼がよいだらう」とか云ふ質問が最も多いのである。

或は獨身者の冗談まじりに「俺が結婚するまで公娼廢止は待つて下れ」と云ふのが澤山ある。又面白い提案もあつた。

しかし多くは質問が公娼廢止後の對策に關するものが多く、現在の公娼が廢止すべきものであると云ふ観点に於て意見を有する人非常に少いのである。

請負業者のやうな自由労働者を取扱ひ、自らも一緒に遊蕩する人達は賣淫の必要を切實に感じてゐる爲に多くは頭から反對する者が多い。又此業者の氣風として女を弄ぶことを屁とも思つてゐない。そして女が弄れることに興味を感じてゐることまで知つてゐる爲に女に對する同情どころか、寧ろ女を買つてやる事が彼女等の生活の爲に意義あることゝ考へてゐる人が多い。

下層社會に入る程賣淫問題は、遊蕩から必要へと其實を異にしてゐる爲に、非常六かしい問題となつてゐる。又此現象が特に現社會に注意を要する点である。

以下質問を掲げて解説することゝする。

一 公娼を廢止すれば私娼が跋扈しないか

公娼を廢止したら反つて私娼が増加し、社會風紀を紊しはしないかと云ふ質問は非常に

多いのである。

現在の如く公娼と云ふものが日本の賣淫機關の特權を獨占し、而して風紀衛生上に効果を擧げてゐる如く宣傳されてゐる時に於ては、或は斯く考へられるかも知れが、これは其實際を知らないから起る質問である。

公娼を廢止したら日本の私娼は何うなると云ふことを考へて見る。日本の公娼の數は昭和三年末に於て四萬九千五十八人（内務省警保局調査）藝妓八萬八百六人、酌婦十萬四千六百三十一人（同朝鮮台灣を含まず）と云ふ統計であるが、私娼は酌婦の外に非常な多數が單に雇女として届出されある。

私娼の數に關しては内務省囑託の氏原技師は自らの著書に五十萬と發表してゐるが、實際は五十萬の程度ではないのである。假に五十萬人として、公娼は僅に一割に過ぎない。公娼を廢止して公娼が全部私娼に變つたとして、私娼は五十萬人が五十五萬人になつただけで、數の上からは別に大問題は生じて來ない。従つて公娼を廢止したら私娼が多くなると云ふことは、現在に於ても五萬の公娼に對して五十萬の私娼がすでに出來てゐて、私娼は

發達するだけ發達してゐるのであるから、公娼を廢止した爲に私娼が増加するであらうとは何うしても想象し難いのである。

公娼を現在の如く存置して果して私娼の跋扈を防止し得るかと云ふに、現在に於て十倍乃至は二十倍に當る私娼が存在してゐるのであつて、公娼は何等私娼の發生防止には役立つてゐないのである。

公娼を廢止すれば私娼が跋扈するとは、遊廓業者が自己擁護の爲に用ひた宣傳の詭辯である。それは絶対に杞憂とする必要のないことである。

然らば公娼を廢止したと云ふことによつて、公娼に阻れて發生し得なかつた私娼の幾分かでも發生すると云ふことが生じて來るであらうかと云ふに、それは全くあり得ない現在の私娼増加の難勢を見逃してはならないのである。

私娼の増加して行く現情に就ては私は目下調査中である。此調査の完了せぬまでは責任ある發表は出來ないが、大体私の見込に相違しない結果が現れて來てゐることは事實である。

内地に於ける農村を見るに明かに其情勢を知ることが出来る。農村ばかりではない。現代の生活苦は若い婦人が其若さを誇る生活をするには餘りに恵れてゐない。その爲に一度都會生活に入つたものは其大部分は賣淫的生活を自己の生活の一部に取り入れるやうな結果を生ずる。農村を出る婦人も決して賣淫を目的として出るのではない。泥田の中で働く農家の女中として若き誇りを泥水と一緒に流してしまふよりも、白粉錦紗に若き女の美さを一層輝しいものにしたいたい慾望からであらうが、結局は都會に於ける女の満足は尋常の生活手段では得られないのである。従て其處に生じて來る最後の生活手段が、然も周囲の女性の間には平然と行れることであるだけに、諦めよく没入し易いのである。それが大勢をなしてゐるのである。

現代の都會生活に於ける女性は生活の爲に、否、女の虚榮を充す爲に、女の總てを交易することに吝かでない。それよりも、吝かでないことによつて、彼女等は生活の意義が生じて來る。女の誇りは錦紗の着物に在つても、貞操等にあり得る暇がない。其現象は日増に甚しくなつて來てゐるのであつて、都會に於ける婦人職業の増加は、女性を斯くして生活せし

めてゐるに外ならないのである。

私娼の發生と公娼との關係等と云ふものは絶対にない。寧ろ此大勢に引づられて公娼が私娼化しつゝある現状である。

私娼が増加する、又は跋扈すると云ふことは全く公娼とは無關係に時代の産物に外ならない。従て公娼の存在は私娼の發生に存する防害にはならないのみか、今日の私娼増加の遠因に公娼の存在があることが覗れるのである。従て今後の賣淫は私娼の從來の形式と異つた形式に於ての發達が盛んになるであらうし、假令以上のやうな經濟壓迫が私娼を増加せしめるとしても、民度の高まるに連れて、公娼のやうな境遇に陥ることを現代婦人は避けるであらう。次第に高度化した賣淫の發生が時代に促され、女性自身搾取から逃れて生活の良策を求めると至るのである。

賣淫の増加は經濟生活が苦しくなればなる程甚しくはなるが、賣淫そのものゝ形はより自覺的に、より意識的に、そして少くとも公娼よりは合理化されたものへと進んで行くであらう。これは當然の進路であつて、公娼制度を唯一の賣淫取締方法として反對に惡い

質へと引もどす政策が反つて結果を悪くしつゝある。

故に公娼廃止後の私娼の増加、跋扈を把握するよりも公娼を廃止して、高度化されんとする賣淫に對して、よりよき取締と、婦人の保護と、そして賣淫漸減方法を執るのが至當とされる時代になりつゝある。

公娼と私娼の間には何の因果關係もなく、公娼を廃止した結果私娼に大影響が及ぼす以上、時代の力が自然的に私娼を助成して公娼と云ふ搾取機關を迫壓しつゝあることを知らねばならぬ。此大勢を無視して公娼にのみ凝り固つてゐる結果は、反つて此私娼發達の過程を邪道に陥らしめて危険を醸成するであらう。

二 公娼を廢止すれば風紀が紊れはしないか

これは前に詳しく述べた處であるが、公娼が風紀を紊すことを防止してゐると稱せられる点は

一、遊廓と云ふ隔離されたる場所に於て賣淫が營まれる。

二、官憲の監督下にある。

此二点に就て、隔離と云ふことが現都會に於て何れだけの効果を擧げてゐるかと云ふのである。隔離されてゐるが故に社會は公娼の存在を殆ど忘れてゐると云ふのなら非常な効果であるが、公娼の存在は餘りに有名であり、餘りに常織的である。

隔離された公娼は市街に姿を見せないことが風紀上よいとされてゐるが、現在は公娼以上の挑撥的な女給が都合を蓋ふてゐる、公娼は女給の流行を追ひ、女給型の公娼が遊客に嬉ばれると云ふ時代となつてしまつてゐる。

寧ろ隔離されてゐることは、此一廓内に風紀紊亂を醸成せしめてゐる。徹夜して營業する遊廓である風紀紊亂の時間が長いだけでも悪る譯である。これは少しも理由にならない。

官憲の監督と云ふが、カフェー程には行届いてゐない。と云ふのは公娼制度と云ふ特殊の權利を持たされた營業である爲に、賣淫に自由であるだけに、暗い影が多いのが當然である。婦人の賣淫行爲以上に賣淫誘惑者の巢窟である遊廓は、監督下に置れてある爲に反つて悪るい現象を作つてゐるのである。公許の賣淫機關と云ふ資格が反つて多くの惡業を

作る原因となつてゐるのである。賣淫制度か公許であることは何處までも惡い結果を作るのである。

三 公娼廢止案は容易に議會を通過しないであらうか

私等が如何に猛烈なる運動を試みても公娼廢止案は議會を何時通過するか解らないであらうと民衆は考へてゐる。そして其通過しない原因は前述の如く公娼制度を廢止することは社會政策上相容れない点があるからだと考へてゐる。

成る程公娼制度廢止に關する法律案が議會を通過するのは何時のことか解らないと云へばさうでもある。然し又考へやうによつては一二年内に通過するかもしれない。殊に民衆に對する理解が行き届いて輿論が沸騰すれば忽ちにして通過するであらう。邪は正に勝たずである。

民衆は議會に於ける公娼制度廢止案が如何なる待遇を受け、如何なる境遇に置れてゐるかを知らぬ機會が全く尠ないのである。東京に於ては議會中或は議會後に於ける公娼廢止の

講演會が催さる度に其聽衆だけは代議士の演説によつて狀況を知ることが出来るが、公娼廢止案に關する新聞記事等と云ふものは殆ど掲載されないのを常とし、又代議士の報告演説にも公娼廢止問題等は殆ど取扱れないのが當然の結果となつてゐるのであるから。民衆は此事情を全く知ることか出来ないのである。故に以上のやうな誤れる觀察が民衆に下されるのであつて、此議會に毎回否決されると云ふことが、公娼廢止の事實の不可能を雄辯に物語るものである如く解せられる結果となるのである。

茲に第五十九議會の模様を主として公娼廢止案の議會に於ける狀況を述べ、これによつて今後の議會に於ける同案の審議の模様も想象される資料としたいのである。

筆者は過去三年、第五十七議會以來公娼廢止案が議會に於て如何に待遇されてゐるかを知らぬ爲に東上し、ひそかに觀察を下してゐたのではあるが、それと云つても東京に居て朝鮮に居るより幾分多くの情報を耳にし得られる程度に過ぎないのであつて、實際に於て如何なるものであるかは殆ど窺知し得なかつたのである。たゞ本問題を提げて立つ運動者として議會の審議如何は重大なる結果を齎すものとして看過出来ないことに焦燥を感じて居

たに過ぎないのである。

然るに永年の努力に報られて第五十九議會に於て私は公娼廢止に關する法律案審議の委員會を具に傍聽し得る機會に接したのである。茲に私を驚したことは、公娼廢止案なるもの、議會に於ける存在の貧弱なること。其餘りにも虐待されたる慘めなる姿である、しかし第五十九議會に於ては、俄然公娼制度廢止に關する法律案が委員會に於て烈しい論議を盡して反對派を壓迫し、其模様は委員會通過の豫想すらなされるの結果となつたのである。東京日々新聞は本問題に對して『阻まれた婦人の解放』と題する社説を掲げ、徳富蘇峰氏の『賣淫公設市場の撤廢を促す』と云ふ一文が『日々だより』によつて民衆の關心に問ふ處あつた爲に、民衆は呼び醒されたる如く本問題に注視を向けるに至つた。

更に東京日々新聞が掲げた内務省土屋警務課長の談なる報導記事は、次の委員會に於て反對代議士の抗議の種となつた程、本問題は沸騰したのである。而して委員會は遂に六回を重ねて開かれたのである。今後本問題が衆議院に於て益々華々しく論ぜられることは想像に難くないのである。

議會に於ける公娼廢止案

茲に注意すべきことは、何故に第五十九議會に於て公娼廢止案が斯くも俄然優勢なる地步を占めたかと云ふことである。

此觀察は全く私一個の觀察にしかないのであるが、從來公娼廢止に關する議會への提出理由に就ては各代議士が非常に苦心したものである。其資料は多く廓清會、矯風會あたりからも提供されたであらうが、之等の團體の主張が廢娼論であり、道徳的に人道的に賣淫の否定を試みてゐたのである。従て其論旨は道徳的人道的に論據を有してゐたのであるから、それを否定することが不可能であると同時に社會政策としての實行に入つて感ずる矛盾を處理することに聊かの不足が感じられて、これが反對派の虚につけ込む隙を生ぜしめてゐたのである。

道徳論、人道論、必ずしも政治問題とは爲し得ないのではないが、社會實際にのみ獨れて行く政治家として、これを議會の問題たらしめることに迂遠の損失は免れない。従つて本問題が議會に於ては輕視され、政治問題として關心を持たれなかつたのである。

殊に、私は最大原因を爲してゐたと思つたのであるが、廢娼論者の多くが宗教家又は其關係者、或は宗教団体であつた爲に、其主張は實社會の問題でなく、理想論として敬遠されて、只管敬意を表し、賛意を表するに止められてゐたと云ふことである。

これに關して私の感じたことは、救世軍の山室軍平中將は我國の公娼の研究に於ては、正に權威者であり、氏の講演に於ける公娼の實狀に關する説述の如きは實に行届いたものであると感心せられるのである。しかし中將の立場は宗教家として最後まで廢娼を主張する。それは當然の理論であるが、講演會に於ける聴衆は、現時の經濟組織下に壓迫された困憊せる民衆である。中將の所説に少しの反感も反對もない。十分の理解を以て其正當に同意はする。然し翻つて自己の立場に於て、或は社會を振り返つて、廢娼の理論を其まゝ受け容れられない矛盾と不満足を感じる。

山室中將の悲惨なる娼妓の實狀に就ての話には民衆は釣り込れ、惹かれて、哀れなる者の爲に同情涙を惜まないものであるが、さて此社會から娼婦を絶滅すると云ふ所説には聊かの不足を感じしめられるのである。

これは何う云ふ理由からであらうか、山室中將の主張は眞理である、否當然に過ぎないと云つて、聴衆が悪るいのかと云へば決してさうではない。社會が悪るいのである。社會構成上の欠陥が民衆を迷はしめるのである。次に其理由を述べる。

- 一、貧困によつて結婚が遅れ、或は結婚が出来ない爲に性慾的に不満足な生活を營む。
- 二、賣淫の原因が經濟にある以上社會の貧困者が賣淫を營み、富有者に玩弄される結果性慾の需給に圓滑を欠いてゐる。
- 三、賣淫の存在によつて道德は惰し、賣淫を排撃し得ない思想に蝕まれてゐる。此原因に我國の公娼の存在は非常に悪るい貢獻をなしてゐる。
- 四 我國の因習として、公娼の存在が原因をなし、婦女賣買と搾取には馴れきつてゐるが爲に人道問題に對しての感覺が麻痺してゐる。
- 五、以上の原因から人間の本能に對して奔放となり、社會道德觀念が薄くされてゐる、

若し社會の經營が圓滑であつて、以上の原因がないとしたならば、單純なる野蠻人の社會組織に於ては以上の原因がない爲に、男女道德が堅く守られると同様、我々の社會に於

ても男女の道徳は總ての人か嚴守するであらうことは想象し得られるのである。

現代人は宗教的主張は宗教的主張として別個に考へ去るの止むなき立場に置れてゐる。故に理想的な主張に對しては敬意を表しつゝ、現實に墮して行くのである。

宗教家によつて主張される廢娼が議會に於て過去何年間敬遠されて來たことも、原因は茲に存すると私は考へるのである。従つて宗教家の熱心な運動も議會に於ては政治問題となりにくい爲に、よい加減に葬り去られて來たのではあるまいか。

然し公娼廢止の必要は以上の理想に向つての社會の廓清にあることは勿論であるが、其理想の實現が困難であるが爲に、これを放鄭し、或は永い年月を待ち、或は社會制度の改革を行ひ、經濟組織の變革を待望すると云ふ永遠の策によることを、何うしても待ちきれぬ理由がある。『それは現在の悲惨なる娼妓の解放である。』

此娼妓の解放は以上の廢娼論の主旨とは別に解決しなければならぬ社會問題であり、又解決し得る社會問題である。即ち現社會制度下に於て解決すべき、又解決し得べき問題であつて、これが、一部搾取階級に保持されてゐると云ふ社會問題を、私は私の公娼廢止

の主張としてゐるのである。

此社會問題は議會に於て直接政治問題たり得るのである。勿論山室中將の處説を今日まで議會が社會問題として取り上げなかつたことは、全く衆議院の墮落であつて、反つて其理想的所論を社會政策に於ける矛盾となしたことは、揚げ足を取らうと企てた結果と見る外はないのである。

茲に於て議會に於ける提案を、一步讓歩して、現社會に於ける賣淫の否定を爲さず、賣淫に於ける中間搾取の非道を社會問題として、搾取制度とも見るべき公娼を廢止するの提案に移したのが第五十九議に於ける特筆すべき点である。

此提案に對しては、現社會を基調としての社會政策の上からも、絶対に否定すべき處論が得られないのである。従て公娼廢止の委員會に於ては、反對代議士は何等理論を以て抗すべき力がなかつたのである。

第五十九議會の公娼制度廢止に關する法律案審議の委員會に於て、公娼廢止主張代議士の闘士は、三宅盤、星島二郎、松山常次郎の三氏と無産黨の片山哲氏があつたが、松山常

次郎氏は中間搾取の不合理を強調し、星島二郎氏は國際聯盟に關する説明に其深い研究を發表して政府委員を惱してゐた。三宅盤氏は立派な社會政策としての識見を有して其所論は整然としてゐた。

反對側の代議士は全く自己の意見を少しも持つてゐない。たゞ捕れた觀念に於て反對を主張するのみである。その主張は、今私が民衆の質疑に答へてゐるものに外ならない。即ち公娼を廢止すれば私娼が殖えるとか、私娼より公娼がよいとか、私娼より公娼が花柳病が尠いとか、愚にもつかない反對論で、少しも研究された跡のない無責任極まるものゝみであつたのである。

此無責任極まる主張が勝を制する我帝國々會であることを讀者諸君は記憶に残しておいて戴きたいのである。

此委員會に出席した政府側委員は何んな意見を持つてゐたかと云ふ、と當時の外務次官永井柳太郎氏の如きは完全に公娼廢止の必要を説く如き話をしてしまつてゐる。

其他の政府委員の言葉は何れも反對代議士の氣に入らぬものばかりであつたので、反對

側の代議士は政府委員と云ふ堅苦しい立場につけ込むで盛に食つてかゝつてゐる。更に新聞記事に對する責任を難詰すべく、誠首すると脅かした、其經緯を見ても役人が既に公娼廢止の必要に迫られてゐることは、役人の立場としても當然なことであらうと思わしめたのである。役人は政府の役人として、政府の公娼に反對が出来ないだけのことである。

斯くの如く公娼廢止委員會に於ては、反對代議士は議論に粉碎され、腹脊に敵を受けた形で焦燥たる氣分に、自己の主張が最早時代に適せぬことを感じ初めたのはあるが、絶對多數を擁する反對側は、最後の決を執るに至つて票に於て勝を制してしまつた。

しかし反對代議士中にも委員會の中途に於て理論に打負され、反對の理由もない處から自分一個としては賛成に傾いたものも大分あつたのであるが、彼等の立場は絶對にそれを許されないのである。

斯かる情勢に於ても猶反對側が絶對優勢である理由は、前に述べた如く、遊廓と云ふ財力の脊景に對してある。此財力は即ち娼妓の血の結晶である。

議會に於ける公娼廢止の投票を求めらば、勿論それは無記名の場合に於てのみであ

るが、現在に於て百三十票から百六十票位ひだと推測されてゐる。であるから記名投票とすれば恐らく百票以下かも知れない。従つて三百五十人以上の代議士は遊廓から恩恵を蒙る立場にあると見なければならぬ。全国の貸座敷業の数は約一萬一千軒である。然らば貸座敷三十戸一人の代議士を擁立してゐるとも見られる。或は全国の娼妓の数は約四萬九千人であるから、百人の娼妓で一人の代議士を動かす金を提供しなければならぬ結果とも見られる、或は又國民が二十五人で一人の娼妓を抱えてゐると見られるのであるから、二千五百人の遊蕩費から一人分の代議士を動かす金が生れて来る。まだ面白い統計の取り方があるが、極端にやると不眞面の謗も受けやうから此点で止めて置く。

以上に依て見ても、公娼廢止案が議會に於て否定される原因は決して理論的なのではなく。醜惡なる金權の壓迫によることは明らかである。從て國民の輿論が高まり、代議士が暗い影のみ拾つて歩けなくなる時が來れば即座に解決するのである。其時機は即刻來なければならぬものである。否とうに來てゐなければならぬものであるが、民衆に理解されない、市井の間をのみ縫ふて歩く公娼問題であるが爲に今日までも此怪しげな情態が続い

て來たのである。

依て私は私の公娼廢止論と云ふ、勿論『論文』とすべきではない事際の記述に過ぎないが本編を公けにして民衆に訴へやうとするのである。

四 公娼に関する統計

公娼に関する統計が説明の材料とされる爲に屢々統計を持ち出しての質問を受けるのである。娼妓の關する統計中には全く調査不可能であると思われるものが統計となつて論議の種を作つてゐるが、其中には絶対に信じられない統計もあれば 不可能なものを無理に數字としてゐるものもある。

そこで次に統計に就ての話を少しく試みて質疑に答へることとする。

内務省發表の全國風紀關係業態調に就て見ると、乙第一表は貸座敷免許地、貸座敷、引手茶屋、娼妓、貸座敷雇人、遊客、料理店、飲食店、待合茶屋、藝妓置屋、藝妓、酌婦、紹介業、等の調査であるが、此内遊客數は實際より尠いものと見る外なく、娼妓の精算よ

り考へると可成り實際とは隔りがあるものと見られる。恐らく半分だと見込む研究者も居る位ひである。酌婦と云ふのは届出をなす制度のものだけで、此酌婦が十萬人と云ふのは決して私娼全部を指すのではなく、ほんの一部の私娼に過ぎない。

甲第一表は陸軍省調査の壯丁花柳病患者府縣別表であるが、此表は正確なものと思われる。然し此表によると各府縣の壯丁花柳病の數を以て、公娼廢止縣と存置縣の花柳病患者の比較に供したりすることは、其土地の情況にもよるが實際には當填らない事情も多いのである。然し公娼廢止縣が壯丁に於ける花柳病患者の數が尠ないと云ふことは理論的に領けるのであつて、兵役前の青年が私娼を買ひに行くと云ふことは世間を憚らねばならないが、公娼となると遂行つても當り前のやうな氣がする、と云ふやうな現象は當然である。

我國唯一の歴史的廢娼縣である群馬縣が壯丁千人に對して一〇、五二と云ふ花柳病の最低率を示してゐることは、東京と云ふ都會が近くにあり乍ら非常な好成绩と見るべきである。

然し山形縣の六、五七新潟の七、九二長野八、五二岩手九、三七宮城九、七八と云ふ低

率なのがあるが、之等は土地の關係で概して北國が低率で南國程高率である。而して廢娼縣は現在の九縣中、沖繩縣和歌山縣を除いて全部北國であることも此統計と非常に關係が深いのである。

我國の娼妓の名産地である長崎が壯丁に於ても、最高率であることは當然の結果である。

壯丁の花柳病患者表は全く正確なものであるから、これによると公娼の影響が數字的にも説明出来るのであるが、其他の花柳病表等は全然當にならない。

前にも述べた通り壯丁の花柳病患者より娼妓の花柳病患者が尠かつたりする骨格極まるものまであるが、大體に於て娼妓の花柳病統計の如きは調査が行れたこともなければ、檢徽の結果なるものが出鱈目であるに拘らずそれを並で立て、見てゐると云ふのであるから少しも當にはならないのである。

娼妓の花柳病患者は内務省の統計によれば千人に對して十八人位である或は三乃至四パーセントと云ふ表もあるが、私の経験では花柳病のない娼妓を發見することは、天体か

ら新しい星を発見すると同じ努力が必要である。

政府が公娼廢止に反対するに、廢止後の對策を云々するが、それにも拘らず現在の調査に怠慢であることは、何を理由として反対するのか其無責任に驚くのである。反対する政府であるならば多少確實な實際調査の上に立つた理論をしなければなるまい。

これ等の調査は政府以外の者には一寸手が出せない。而して政府の調査が斯くの如くであるから、公娼及私娼に關する現在の統計なるものは絶対に信じ得られない。従て本問題の論及に必要な統計的結果は經驗者の推測を絶対とする外ないのである。

公娼、藝妓、酌婦の統計

内地 (昭和三年末)

貸座敷免許地	五四七
貸座敷	一一、一五五
娼妓	四九、〇五八

遊客	二二、七九四、二三〇
藝妓	八〇、八〇六
酌婦	一〇四、六三一

朝鮮 (昭和五年)

	内地人	朝鮮人
娼妓	一、七八九	一、二八二
藝妓	二、〇四九	二、二六二
酌婦	四七二	一、二一九
合計	四、三二〇	四、七四四

五 公娼より私娼の境遇は一層悲惨である

本文に於て公娼と私娼に關して述べ、現代の女給にまで話を進めたので讀者も此点は十分了解されたと思ふ。

要するに此問題は何れが可であるかを論ずるに適してゐない。詰り貿易商と密輸出入商

を比較して何れが儲かるかと云ふ議論をするやうなものである。又私娼と云つても非常に種類も多いので一概に云へないが、現在の集團私娼即ち東京の玉の井、龜井戸の如きは公娼制度に影響された私娼であつて、公娼の變形であるから、其内容は公娼の搾取制度に似て更に秘密稼業の悪性を十分發揮してゐる。其点を以て公娼より悪むいと議會で論じた議員もあつたが、此悪むい点は寧ろ公娼制度の負ふべき責任である。

私娼の取締が一貫されてゐない爲に、其取締は警察署長に一任されてゐるのである。従て署長の意見次第で取締方針は何れにも變化する。私娼は浮草のやうな生命である。私娼窟は今日隆盛に營業したかと思へば警視總監の意志一つで追放される。根の生えたやうな淺草の千足町が簡単に追ひ拂われた例すらある。明日の安定のない商賣だけに惡辣手段は一層甚しく行れる。

此私娼を放任することが最も悪むいのである。何故放任されてゐるか云ふと、一方に官許の賣淫制度を設けてゐる爲に、公然と私娼取締制度を設け得られないからである。公娼制度に阻まれて取締の出來ない公娼である。五萬の娼妓を鐵鎖に繋いで、五十萬の私娼

を放置して、公娼取締の効果が奈邊にあると云へるであらう。

公娼と私娼と何れがよいかと比較することは現在に於ては無駄なことである。

六 衛生上公娼は私娼に優る

娼妓の花柳病に就ては前に述べた通り、公娼の花柳病豫防は其實際に於て一パーセントの効果も擧げ得られぬ組織の下にある。

これは私が考へて見るだけで實際の調査をしてゐないから責任を以て話す譯には行かないが、何うも斯う考へられるのである。

藝妓と娼妓の衛生に就て比較する。何れも賣淫を行ふ上に於ては危険率に甲乙はつけられない。然し公娼には檢査があるが藝妓には檢査がないと云ふので屢々問題になるが、現在の檢査なら、無い方が婦人衛生上反つてよくないかと思れるのである。それは檢査のある爲に、公娼は休業から逃れる手段を講ずる。それは職業的立場からの自營業であるが、その逃れる手段は花柳病患者の最もして悪むい方法と危険な方法を執るのである。其爲に

病氣を一層重態なものにし、或は絶対に回復の出来ないものにしてしまうのである。

娼妓にしても藝妓にしても廢業の出来る頃には何れも或る程度を越して不健康な身體にしてしまうのであるから、其頃を比較して見れば五十歩百歩であらうが、或期間を限つて假に開業後三年とか二年とかに於て花柳病昂進程度を測定して見たら、檢査によつて患部を無理する娼妓の方が、遙に病を重態ならしめてゐるのではなからうか。

藝妓と娼妓とは客に接する數が異ると云ふなら私娼と比較したら明らかに知れるであらう。娼妓の檢査逃れの手段位恐ろしいものはないのである。彼の方法を用ひることは絶対に病氣を快癒せしめられず重らす一方である。即ち放任して置いた方が遙によいと考へられるのである。

私は娼妓の生活をよく知るために、娼妓の衛生と云ふことには少しの信も置けないのである。常に感ずることは『よく人間の肉體は保つものだ』と云ふことである。

娼妓の病氣の豫防は檢査制度の恩惠と病院の施設によつて爲されるのではない。彼女等は藥を買ふ金もない。醫者は勿論のことである。到底完全な養生は出来ない。それでも生

に執着のある以上何んとかしやうと躁くのである。そして彼女等が治療の爲に、又は豫防の爲に執る手段と云ふものは、果して効果のあるものか何うか解らないが、見るのも恐ろしいやうな方法や、實に下らなく感じられる方法のみである。娼妓に云はしむれば効果があると信じてゐるのであるが、現代の醫學に對照して實に悲惨なる彼女等の避難手段と思はれるばかりである。

衛生上の問題に就て公娼私娼を比較する前に私は現在の公娼の衛生と云ふものを少しも信ずることが出来ないものである。

七 現在の公娼を改革しては如何

此意見は公娼存置論者の必ず云ふ處である。然し斷然賛成の出来ない處である。

假に公娼改革を斷行して私娼を認めないとするならば、現在の私娼も公娼として取締らねばならぬことになる。五萬の公娼が一躍五十五萬になり、百五萬になつたとしたならば日本に約五萬から十萬の貸座敷を増加せしめねばなるまい。國家の對面から云つても現在

より甚しく悪るいものになつて了ふであらう。

茲に公娼か私娼かと云ふ問題に就て、其名を私娼と呼ぶも公娼と稱するも、取締を受けることゝなれば似た結果である。然らば密賣淫に公の字を冠せない方がよいと云ふことは理論的に云へるであらう。

又現在の公娼だけを改革して存置すると云ふことは、頭かくして尻隠さすの類である。更に現在の公娼の改革と云ふことは全然不可能なことであり、私の主張は絶対に反対であることは前に述べた通りである。

我國の公娼制度に胚胎する因習の打破が公娼廢止に最も必要なことである以上、公娼の改革どころが公娼の絶滅と、樓主の撲滅が必要である。

奴隷制度を改革する等と云ふことは我々の常識に於て容認することは出来ない。絶滅すべき奴隷制度である。

公娼廢止は娼妓の救済のみに効果があるに止らない。公娼の存在によつて國民に植えつけられた悪思想の除去に其効果は及ぼすのである。故に公娼は娼妓と云ふ奴隷の救済と

共に國民の遊蕩思想の救済にもなる。此結果を考へる時に公娼を改革することは國民の遊蕩思想助成と云ふ反対効果を豫期しなければならない。

公娼の改革は、必ず改悪に効果的である。

八 公娼廢止後の對策如何

これは實に六かしい問題である。絶對的良法は得られない。公娼存置論者は其点につけ込むで殊更此問題を投げつけて、公娼廢止反對の口實にするのであるが、公娼廢止と廢止後の對策とは自ら別個のものである。別個のものではあるが、即座に起る問題として因果關係を有し、或は廢止の延長と見るべきであらう。

廢止後の對策は一つの大きな社會政策をなすものでなくてはならない。従つて茲に簡単に記述することは困難であるから、下卷に於て政策として述べることにしたのである。

しかし廢止後の對策を心配するよりも、廢止さへすれば其後は現況よりよくなる。或はよく出來ると云ふことは端的に云ひ得るのである。賣淫取締方法さへ一貫すれば、其効果

が如何に小さいものであつても、五十萬、百萬の私娼が放置されてあつた時代に比して遙によいのは當然である。

人身賣買と云ふ封建時代的なものを、賃銀労働形式に代へることだけでも廢止後の効果は見えてゐる。資本主義の爛熟が呪はれる時代に、封建的制度を問題にしてゐることが、公娼が何世紀か以前の遺物である證據である。將來を八釜ましく論ずるより、現代にまで公娼を過去から引き寄せて來る仕事が残されてゐるのである。

公娼廢止後の對策が樹立出来ればいつでも廢止すると稱するのは役人である。廢止後の對策に神業の如き絶對を選ぶ必要を感じるならば、役人は現在の仕事を放擲しななければならぬ。現在より良くなると云ふだけで、其程度を顧る豫猶なく廢止すべきが至當である。まして奴隸の開放に躊躇することは犯罪である。

公娼廢止後の對策とは、私娼取締に關する方策であつて、淫賣婦の形式、場所、經營等に關するものが、風紀衛生取締に順應し得るものであること、而してそれに伴ふ社會施設が花柳病と賣淫漸減に効果的であること等であるが私は下卷に私の政策を説くこととする。

第二章 藝妓と娼妓

藝妓と娼妓は可成其趣を異にしてゐるが、虐げられてゐる點、搾取される點に於ては何等選ぶべきものはないのである。

しかし、外面だけでも藝妓は社會人の待遇を受けてゐる。藝妓にも色々階級があるが、人身賣買の犠牲となつてゐることに於ては娼妓と少しの相違もない。

自由を束縛されてゐることも娼妓程ではないと謂へ大方似たものである。然し諸君の知らるゝ通り藝妓には娼妓と異なる逃れ道がある。それだけ生活は享樂的に墮落し易く、我々としても藝妓を感化することは娼妓より遙かに困難を感じるのである。

藝妓も社會人としての資格に於ては全く零である如く、全く墮した人間に仕込まれてしまつてゐる。其點は娼妓より遙かに不幸なものである。

藝妓の搾取方法も娼妓と一向變らないし、其稼業が華かであるだけに甚しいものである。置屋と云ふものを覗いて見ると、二人位ひの藝妓を抱えて主人夫婦と子供位ひは樂に生活

してゐる。芝居もお花見も欠かしたことはない。此社會の派手な交際もやつて行く、二人の女に僅々四五千圓の投資をして、然も其投資は高利の借金で立派に生活して行けるのであるから、其搾取の甚しきは想象以上のものである。

藝妓の搾取の實例として次に、計算書の一部を掲げて参考とする。

Aと云ふ藝妓に就て

前借金	壹千三百圓
別借金	四百圓
抱種別	敷借自前
金利	年二割
違約金	百三十圓

これが條件で、契約重要事項として次の如く掲げられてある。

- 一、税金、住食費、客席用衣裳ノ内上着、帶、車賃等ハ抱主其他ハ本人ノ負擔トス
- 二、住食費ハ抱主、其他ハ本人負擔トシ計算歩合ハ賣揚絲代金ヨリ税金ヲ天引其殘額拾

分ノ六ヲ本人其四ヲ抱主所得トス

- 三、税金、住食費、客席用及常用衣類車賃等ヲ抱主其他ハ本人ノ負擔トス
- 四、税金、住食費、車賃ヲ抱主其他ハ總テ本人ノ負擔トス
- 五、許可證下附後滿一年六ヶ月以内ニ契約ノ主旨ニ違背シタル場合ハ違約金ヲ支拂フモノトス

稼業第一月

稼	米	數	三百九十四本
置屋手取正味金			百九十六圓一錢五厘
(差引金)車賃			十三圓三十五錢
差引殘高			百八十二圓六十六錢五厘
本人六分收得金			百九圓五十九錢九厘
(差引金)金利			二十八圓二十二錢
差引金			八十一圓三十七錢九厘

前借金残高

一千六百十八圓六十二錢一厘

藝妓の取前である最後の八十一圓餘は借金の内入れとして抱主の手に入るのであつて、結局毎月稼いだ金の全部は抱主の手に入つてしまふのである。藝妓は一厘の現金も受け取られないのである。

税金、車賃等抱主の負擔とすと明記しながら藝妓の稼いだ金の内から天引する。従つて誰れの負擔もあつたものでない。藝妓の稼いだ金から何もかも差引いてしまて其残りから四割の分前を取り、金利を取り、而して残金は元金の内入れとして皆取上げてしまうのである。藝妓は少しの現金の融通もない。日常の髪結錢、湯錢、衣類總てはお客から貰ふ祝儀と〇〇の金によつて支出して行かねばならぬのである。

此藝妓は四ヶ月間に百五圓八十七錢一厘の借金を返済した。而して其間に入質した衣類の入質額が二百圓を越え、呉服屋を初め雜貨屋に至るまで相當の額の借金が出來てゐる、差引すると二百圓位借金は増加してゐる。

抱主の方は一千七百圓を投資した爲に其第一月に於ては七十三圓六錢六厘の分前と二十

八圓二十二錢の金利と合計百一圓二十八錢六厘の收入がある。これを年にして見る七割強に廻る。抱主の支出と云へば月十圓位ひの食費だけである、

しかし此搾取に帳面に表れた、ほんの表面だけのことであつて、搾取の奥の手はまだ外にあるのである。しかも此藝妓は餘り賣れた方ではないのであるから、一般に抱主の利益は決して此程度ではない。否似てもつかないものである。

それにも増して有利なことは、藝妓の稼いだ現金の全部が、ほんの計算とすると云ふだけで抱主の手に入つてしまうことである。

藝妓は日常生活する費用に關する收入がない。全部搾取されるのである。これは娼妓と少しも變りがなく従て借金の返済等は容易なことではない。十六七才で藝妓になるまでには、仕込み當時に身賣した二三百圓の金が二千圓以上になつてゐる。これを完済するには十年や十五年は何うしてもかゝる。かかつて返せば結構である。

これに比較すれば現在のカフェーの女給の方が遙かに有利である。我國の人身賣買の法程怪しげな搾取はあるまい。最初カフェー業者が女給の衣裳代として借金させる方法を

搾取に利用し、私の知つてゐる範圍にも女給で六百圓七百圓の借金してゐる者すらあるが我國の弱い女の搾取法は總て娼妓の例に習つてゐるのが常である。公娼廢止と同時に藝妓の搾取も幾分の關心を持たねばならぬ。

第三章 鳴かぬ籠の鳥

私は本著の最後に於て、讀者諸君に娼妓の心持ちを傳へねばならない。

彼女は如何に大衆に呼びかけ、自らの境遇の打破に努めたいと願つてゐることであらうしかし不幸なる彼女等は、此自らの叫びが何んであるか、或は叫びたいと願つてゐる自分のその叫びたい氣持に對してさへ意識的であり得ないのである。

世人は娼妓を視て、彼女等の餘りに無自覺なることに匙を投げて了ふであらう。匙を投げられた娼妓の氣持は全く自暴的である。反抗的である。

樓主は娼妓の無智を嘲りながら、其無智を利用する。而して自暴的となり反抗的となつた娼妓を捕へて、これを『惡るい奴』として了ふのである。

斯くして娼妓は、人權を奪れた悲惨なる境遇に身を置き、涙に浸る生活に溺れ乍らも彼女等が此境遇にあることは、一面に於て彼女等の罪でもあるかの如くに世人に解されてゐるのである。

實に恐ろしい誤解である。此恐るべ誤解に、娼妓の人間の生命は斷たれてゐる。

幼少の頃から、其教育に形而上のものは少しも與へられなかつた彼女の境遇である。何うして彼女等に自覺等と云ふものがあり得やう。哀れにも、彼女等は無意識の機みに自らの境遇を詛呪してゐるのである。

何かを叫びたい。そして叫びたい自分であることを極めて無意識に感じてゐる彼女等である。さて叫ばんとして叫ぶことの何んであるかが自分に不明瞭である。遂には自分の叫びたいと無意識の裡に願つてゐることすら全く解らなくなつて了ふ彼女等である。其彼女等に、更に叫ばんとしても叫び得ざる境遇上の壓迫が加へられてゐる。

絶対に叫び得ぬ彼女等に、世人は彼女等の聲を聞くことなしに多くの批評を加へてゐるのである。鳴かぬ籠の鳥はぢつとそれに堪えてゐる。彼女等の生活に必要とされるものは

諦めであらうか、絶望であらうか。自暴と反抗と忘却と盲動と、それが彼女等の生活に餘儀なくされる必需品である。

彼等の心情を深く察し得ずして、彼女等を批評することは餘りに慘酷である。女を口説いて要求を容れられなかつたと云ふ手前勝手なことにも、やけ酒を飲む男性の下らなさを考へて見たならば、彼女等の生活に堪えてゐる心持、人權を奪れて總ゆる迫害を孤獨に防ぎ止してゐる彼女等の境遇に、一掬の同情の涙は捧げられるであらう。

國際聯盟のサンドキスト。ジョンソン博士が滿洲の調査を終へて愈々我國の人身賣買の實情調査に第一步を踏み入れた時のことである。拓務省の森重事務官が案内役として京城に於ける調査の爲に、朝鮮ホテルに一行が泊つた時に京城に於ける唯一人の面會申込者として一行をホテルニ訪ねた私は、面會を斷られたのか阻止されたのか、一向要領を得ず子供の使用の如くに追ひ返された形であつた。この事は拓務省森重事務官が側に居てよく知つてゐる。應接したのは朝鮮總督府警務局衛生課長西龜圭三氏である森重氏も側に居て一緒に話をしたのである。西龜氏とは私は熟知せる常に冗談の一つも云ひ合ふ親密さを持つ

てゐる。然し當日の面會を申込み私の心持ちは平常の對談の場合と異なる運動者の立場に於て、假令西龜氏が懇親なる先輩であつても、それは其時の私には少しのかゝりもないことであつた。

鳥原『ジョンソン博士に面會したいのですが』

西龜『さあ豫定が決定してゐないし、滞在時間が短いから今何んとも約束は出来ないね』

鳥原『面會は豫め申込むで置くやうに新聞に出されたさうですが、一人もなかつたと云

ふのですから私一人なら勿論出来るでせうね』

西龜『それがまだ解らないのさ、一体會つて何を話すつもりなんだ』

鳥原『調査の方針を聞きたいのです』

西龜『それは新聞に出てゐる通りぢやないか』

鳥原『それ以外に私として聞きたいことがあります』

西龜『僕から云つて置くよ、君の云ふことは解つてゐるんだから』

鳥原』と云ひますと、然し私も話してよいことゝ惡るいことゝは區別してゐます、何に

もかも喋べるのではありませんよ。こちらに質問があるんですよ』

西龜『とにかく明日にならなければ解らないよ』

鳥原『面會の申込まで發表して會へないと云ふことになるよ、會わせないのでですか』

西龜『會わせないのではない忙しいから解らない、と云ふのだ』

鳥原『それでは私も公娼廢止の運動者である以上、折角遠方から來られた調査委員に敬意を表するだけのことはしたいと思ひます。敬意を表する一二分間の面會です。何うですか』

何うですか』

西龜『さあそれが明日になつて見なければ解らない。別に會ふ必要もないぢやないか』

鳥原『それでは止めませう、東京に行けたら東京で會ひます』

と斯う云ふ経緯で私は二度ジョンソン氏を訪ねる無駄を省かうと云ふ氣持になつたのである。森重氏には私は次のやうなことを告げて別れた。

『あなたがジョンソン氏一行の案内役と聞いてゐますが、一行の調査を出来るだけ完全に近いものにする爲に、まして一日二日の滞在は公娼問題の表面すら見られない時間で

すから、其最良の方法は其研究者又は運動者に會ふことでありませう。朝鮮に於て私を除いて置いて、本問題に關する調査をされることは全く無意義です、敢て私自身から申上げます。案内役として一番大切な方法を執られないと云ふことは遺憾に思ひます。』
其時ジョンソン博士は總督府へ行くべく階段を下りて來て私等の居る處から二メートル位放れて居た處に立つてゐたのである。

鳥原が面會を斷られたと噂されたのは斯ふした経緯からであつた。

其頃ジョンソン一行の來鮮に就ては、弱い婦人等の救濟される時代が到來でもしたかのやうに思れる程、新聞紙上も賑つた、噂話も多かつたのである。

私を知る弱い婦人達は私との面會に、何んな談話が交されるか、非常に期待してゐたのである。従て私もジョンソン氏一行との面會には、敢て日本の耻を曝したくないが、こちらの實情を話すよりも、國際聯盟の態度について紙上に現れない或部分について知りたいこと、及び其結果弱い婦人等に光明を與へる一言を是非にも御土産としたかつたのである。其責任をすら感じた私であつたのである。

然るに結果は以上の通りであつた、彼女等は何んと云つたであらう。お役人は彼女等について何を考へてゐると云ふことが、彼女等は明確に解つたやうな氣持にさせられたらしかつたのである。

それからジョンソン氏一行の京城に於ける行動が新聞に載せられてあるのについて、彼女等は私に斯ふ云ふことを話した。

『娼妓の調査だなんて、樓主や置屋の主人等と會つてあいつ等の勝手な寢言を聞いたつて何が解るもんか、大方日本の女でも見に来たんだらう』と。

此娼妓の心持が讀者諸君には解りますか。

私は茲に説明を加へない。ただ國際聯盟の委員達も自分等の調査を敢行する爲に、日本の政府の氣嫌を損ねて大失敗をしてはと云ふ懸念から、非常に注意を拂つてゐたと云ふことを耳にしてゐる。そのことだけは讀者に告げて置きたいと思ふ。

以上の話は甚だ簡單で讀者に解せられるか何うかを心配するのであるが、娼妓等が常に社會に於ける自分の境遇が何んなものであるかを知らなければならぬ機會に遭遇する時

には、それは丁度何ものかに突かつた時のやうな、或は自動車に乗つて高い絶壁から墜落した大災難に遭遇した時を想像するやうな感じを以て、自分の境遇の常に危機に直面してゐることを意識しなければならぬのである。

娼妓が何うして穩かな心持で居られやう。娼妓が抱主から優しい言葉の一つでも掛けられる時は、それは丁度屠殺場へ導れる豚が飼を以て釣られてゐるのと同じである。

濶い人の情のない生活が人間の魂に潤を與へる筈もない。

最近或る藝妓が、十八才である、酒を浴びるやうに煽るので、それは勿論自暴からであるが私は注意を與へた。

『自暴で酒を呑むで見ても、それが何になるだらう。結局自分の身體を毀すだけぢやないか。酒を出来るだけ呑まないやうに注意なさい。身體が大切だから』
私としては非常に不注意な忠告の仕方であつたのだ。

『酒を飲まずにゐられますか、生きてゐられますか。生きてゐられないから飲む酒よ。身體の毀れることなんか。飲まずにゐられないんです』

『私が悪るかつた。君等の心持はよく解つてゐる私としては不注意な云ひ方だつた、飲んで氣を安め給へ。然しこれだけは聞き届けて下れるだらう。十杯呑む處を一杯でも少なくて見やうと云ふ氣持を忘れないことを。せめて其心掛けだけを失くなさないことを』

『さうします。それは出来るでせう。でもまるで飲まないと言ふことは出来ません』
女は穩かな調子で斯う答へた。

『何が一番不平なのだらう、一番不満足に感じることは』

『だつて誰一人慰めて下れる人がない人ですもの、主人の親切はお金の爲だし、姉さんの意見は自分勝手の我儘だし』

彼女の聲は呟くやうに低いものであつた。そして云ひ終つた其梢然たる姿は私の胸を強く打つ惨めなものであつた。僅に十八の娘である彼女の乾き切つた魂が求めてゐるものはパンでもない、繻でもない、潤ひのある人の情である。

乾き切つた魂を抱いて、鳴かぬ籠の鳥は、亡び行く自分の生命に、何の執着が感じられやう

昭和六年十月廿二日印刷
昭和六年十月廿五日發行
第二版昭和六年十一月十日發行

不許
複製

鳴かぬ籠の鳥

定價金 貳圓五拾錢

著者 鳥原重行
發行者 鳥原重行
印刷者 越智茂次郎
京城府黃金町三丁目三〇八
京城府竹添町二丁目一三八

發行所 京城府黃金町三丁目三〇八 新 生 會

烏原重行著

京城府黄金町三ノ三〇八

新生會

娼妓生活の真相を提げて

(定價一圓)

目次

娼妓諸君へ著者より

- 一、闇から闇へ葬られ行く娼妓生活の真相
- 二、自由人權を奪れた娼妓生活の真相
- 三、榮へ行く一夜十三錢七厘の人肉の市
- 四、一人の女性を廻つて生血を吸ふ鬼蓄の群
- 五、自暴自棄と娼妓生活の墮落
- 六、人間の抜け殻に鞭打つ樓主の暴虐
- 七、娼妓問題の解決は娼妓の自覺に待つ
著者より樓主へ

此の實情に涙を注げ

救世軍中將山室軍平述
定價拾貳錢
(郵稅二錢)

公娼制度の批判

東京市神田區一ツ橋五番地
發行所 救世軍出版及供給部

山室軍平著

廓清トラクト

五種

第一編 公娼廢止のすべし
第二編 娼妓廢業のすべし
第三編 貸座敷業者諸君
第四編 強意見
第五編 廿五歳禁酒法制定の
急務

定價

百部 金四十錢
千部 郵稅八錢
金二千部 郵稅廿六錢

廢娼聯盟出版書目錄

松宮彌平著(定價十五錢)
傳染防止か媒介か
(花柳病豫防問題と公娼)

國際聯盟調査 (定價六十錢)
各國婦女賣買の實情

國際聯盟に於ける婦女賣買問題
(定價六十錢)

國際聯盟婦人兒童賣買委員會報告
廢娼に於ける風記衛生法規概要

松宮彌平著 (定價二十錢)
群馬縣花柳病及風紀關係業態調

廢娼資料 (非賣品)

各國風紀取締法花柳病調査
東京市外下落合町五〇〇
發行所 廓清會婦人矯風會廢娼聯盟



